

令和7年 生坂村議会

## 第4回定例会会議録

令和7年12月 9日 開会

令和7年12月16日 閉会

生坂村議会



告示第33号

令和7年第4回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月21日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期 日 令和7年12月9日
2. 場 所 生坂村議会議場

# 令和7年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

## 1日目

- 事件案1件
  - ・村の義務に属する和解及び損害賠償の額の決定について
- 条例案7件
  - ・生坂村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
  - ・生坂村社会福祉施設の設置及び管理に関する条例案
  - ・生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・生坂村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案
- 予算案4件
  - ・令和7年度生坂村一般会計補正予算【第4号】
  - ・令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】
  - ・令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第2号】
  - ・令和7年度生坂村下水道事業会計補正予算【第1号】

・開会	4 P
・会議録署名議員の指名	5 P
・会期の決定	5 P
・村長あいさつ並びに提案理由の説明	6 P
・事件案の朗読説明	10 P
・条例案の朗読説明	10 P
・予算案の朗読説明	14 P
・総括質疑	16 P
・議案の委員会付託	16 P
・請願・陳情の提出、委員会付託	17 P
・散会	17 P

# 令和7年第4回 生坂村議会定例会

令和7年12月9日 午前10時 開議

## 議 事 日 程

【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 50 号	村の義務に属する和解及び損害賠償の額の決定について	総務建経 委員会付託
4	議案第 51 号	生坂村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案	社会文教 委員会付託
5	議案第 52 号	生坂村社会福祉施設の設置及び管理に関する条例案	社会文教 委員会付託
6	議案第 53 号	生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託
7	議案第 54 号	生坂村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託
8	議案第 55 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託
9	議案第 56 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託
10	議案第 57 号	生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託
11	議案第 58 号	令和7年度生坂村一般会計補正予算【第4号】	関係部分 委員会付託
12	議案第 59 号	令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】	社会文教 委員会付託
13	議案第 60 号	令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第2号】	総務建経 委員会付託
14	議案第 61 号	令和7年度生坂村下水道事業会計補正予算【第1号】	総務建経 委員会付託
15		総括質疑	
16		議案の委員会付託	
17		陳情について	
18		陳情の委員会付託	
19		散 会	

出席議員（8名）

1番	進藤彩君	2番	望月一将君
3番	島幸恵君	4番	山本吉人君
5番	藤澤幸恵君	6番	太田譲君
7番	平田勝章君	8番	市川壽明君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	眞島弘光君
副村長	牛越宏通君	住民課長	坂爪浩之君
教育長	藤澤正司君	健康福祉課長	松沢昌志君
総務課長	中山茂也君	教育次長	藤澤保君

事務局職員出席者

議会事務局長	平林邦寿君	書記	田中翔太君
--------	-------	----	-------

---

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる 生坂村村民憲章を制定しております。

我々は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

○議長（藤澤幸恵君） では、3番 島議員の後に、ご唱和をお願いします。

○3番（島幸恵君）（島議員朗読）

○議長（藤澤幸恵君） ありがとうございます。着席してください。

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（藤澤幸恵君） ただいまから、令和7年第4回生坂村議会12月定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。

本定例会は感染症予防対策のため、適宜休憩・換気を行い、マスクの着用につきましては個人判断とします。

○議長（藤澤幸恵君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（藤澤幸恵君） 本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

---

## ◎諸般の報告

○議長（藤澤幸恵君） 初めに、ご報告事項を申し上げます。  
議員派遣の件について、お手元に配布してある通り議員を派遣したのでご報告します。  
次に、監査委員から令和7年10月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。  
議長室に置きましたのでご覧ください。

---

## ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長（藤澤幸恵君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 太田議員、7番 平田議員を指名します。

---

## ◎日程2・会期の決定

○議長（藤澤幸恵君） 日程2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認めます。  
よって会期は本日から12月16日までの8日間に決定しました。

---

## ◎提出議案の報告

○議長（藤澤幸恵君） ご報告します。  
本定例会に提出されている案件は、  
議案第50号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の決定について  
議案第51号 生坂村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案  
議案第52号 生坂村社会福祉施設の設置及び管理に関する条例案  
議案第53号 生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第54号 生坂村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 55 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 56 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 57 号 生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 58 号 令和 7 年度生坂村一般会計補正予算【第 4 号】  
議案第 59 号 令和 7 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】  
議案第 60 号 令和 7 年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第 2 号】  
議案第 61 号 令和 7 年度生坂村下水道事業会計補正予算【第 1 号】  
の、 事件案 1 件、 条例案 7 件、 予算案 4 件、 計 12 件です。

---

### ◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長（藤澤幸恵君） ここで理事者より挨拶、並びに提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さんおはようございます。

それでは、令和 7 年第 4 回生坂村議会 12 月定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末のお忙しい中にも関わらず、全員のご参集をいただき御礼申し上げます。平素より村政推進に対し、温かいご理解とご支援、ご指導を賜っておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、本村を取り巻く社会経済環境は、物価高騰や人口減少の進行、地域の担い手不足、生活インフラの維持など、課題が複雑かつ多岐にわたり、地方自治体として一層の努力と工夫が求められております。

こうした中で、私共理事者側は「村民の暮らしを守り、未来へつなぐ村づくり」を最優先に、あらゆる政策を丁寧かつ確実に進めてまいりる覚悟でございます。

昨日国会に提出され審議入りした補正予算案は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が盛り込まれており、今国会での成立が見込まれております。

皆さんも日々の生活の中で痛感されている通り、電気・ガスなどのエネルギー価格、食料品等の値上がりは、家計に大きな影響を与えております。

今回の交付金は、こうした負担を少しでも和らげ、安心して暮らせる環境を守るための重要な財源であり、当村としても的確な活用に努めてまいりる所存でございます。

また、事業者や農家の皆さんを支えるための支援も強化されております。燃料・資材価格の高騰対策、賃上げに取り組む事業者への後押しなど、地域経済を支える大切な施策が盛り込まれております。

さらに今回の補正予算は、中山間地域である当村にとって極めて重要な、医療・福祉・交通など生活基盤の確保、農業の担い手育成や機械導入支援など、地域の持続可能性を高める施策が多く含まれております。

また長野県におきましても、国の交付金を活用し、市町村と協力しながら、子育て・高齢者支援、公共施設設備の補強、中山間地域の生活環境を守る施策が示されております。

当村としても国・県との連携をより一層強め、村民の皆さんの暮らしを確実に守る施策を着実に進めてまいります。

それでは、本年度より取り組んでおります「山村活性化対策事業」につきましては、農林水産物の消費拡大や販売促進、付加価値向上を目指し、地域の魅力を発信する、様々な取り組みを継続しております。とりわけ、これまで村内で地道に育まれてきた農林産物や文化的資源を、どのように新たな価値として発信し、地域外とのつながりを拡大していくかという視点を重視しながら、村民の皆さんと共に進めている事業でございます。

初めに、ハンガリー料理への取り組みでは、11月8日に駐日ハンガリー大使館の協力を得て、「ハンガリーグルメ&カルチャーパーティー」と題して、生坂村産農産物を活用したハンガリー料理の試食会を開催いたしました。

この試食会には、オルネル＝バーリン・アンナ駐日ハンガリー国特命全権大使をはじめ大使館の関係の皆さん、日本ハンガリー商工会議所 河村建夫会頭をはじめ関係の皆さん、多くの村民の皆さんにご参加いただき、地域食材の魅力を国内外の視点から再発見する機会となり、村の食材が新しい形で生かされる喜びを共有できたことは、今後の地域振興にとって大きな財産であると考えております。

さらに、その取り組みを一過性のものとせず、この料理を親しみやすい一品としてお召し上がりいただけるよう、やまなみ荘料理長の工夫を凝らした上で、食堂メニューと宴会メニューを創作し、12月1日から28日までの間「ハンガリーフェア」と題して、やまなみ荘で提供し、継続的な魅力発信へとつなげているところでございます。

また、竹資源の活用のプロジェクトにおきましては、村の課題である放置竹林の整備と、竹を生かした商品開発・体験イベントを両輪として進めております。

「赤とんぼフェスティバル」での竹とんぼ飛ばし大会は、その象徴とも言える取り組みであり、多くの子供達や村民にご参加いただき、地域資源の新たな可能性を楽しく感じていただくことができました。

また、村内の有識者と連携しながら、竹資源を活用した工芸品や観光コンテンツづくりなど、今後も幅広い展開を図ってまいります。

観光との連携による旅行パックの策定検討の取り組みでは、新たな試みとして、今月20日から21日の2日間、「冬の生坂村 竹と音の味わいの2日間」と題して、モニターツアーを実施いたします。

このイベントには、旅行パック策定検討に係る調査業務の受託者である相模女子大学の教授と研究室の学生にも参加していただき、旅行商品としての磨き上げや、参加者のニーズの把握を行い、将来的には継続的に人が訪れる交流の仕組み作りを目指しているところでございます。

銀座NAGANOや北海道標津町、相模女子大学などで行ったプロモーション活動につきましても、視察・販売・PRを通じて、村の魅力発信と認知度向上が進んでおり、こうした積み重ねが、将来の販路拡大や交流人口の増加につながるものと考えております。

これらはすべて、地域の特色を生かし、外部とのつながりを広げ、村の将来を見据えた産業振興を図るためのものであると考えております。

また、令和5年度に農水省から採択されました「最適土地利用総合対策事業」は、中山間地域における複数の集落を対象に、地域の実情に即した農用地保全のための多様な取り組みを総合的に支援するために、5年間ソフト・ハードに交付金をいただき、様々な事業を実施しております。

ご先祖から受け継いだ貴重な農地をどのように守っていくか等を検討するため、今年度も11月29日から小立野区を皮切りに、村内10区において地域ぐるみの話し合いを行っております。話し合いでは、地域農業の現状と課題や、農用地保全を継続的に進めていくために必要な取り組み

みなどについて協議しております。

これらの内容については、今年3月に策定しました「地域計画」へ反映し、最適な土地利用の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

生坂村の基幹産業であります農業は、農業従事者の高齢化、担い手不足などの課題がありますが、地域計画に沿って「生坂農業未来づくりプロジェクト会議」で検討・協議をし、新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保と育成、農業農村整備事業などの関連事業を活用して、持続可能な農業に取り組んでまいりたいと考えております。

脱炭素関連の取り組みにおいても、村全体が確実に歩を進めております。当村では、地球温暖化対策やエネルギー価格の高騰といった現実的な課題に向き合いながら、「将来の村民が安心して暮らせるエネルギー環境を作る」という視点のもと、計画的に事業を推進しているところでございます。

その中核を担う太陽光発電設備の導入につきましては、PPA事業による導入が、民家47件、事業所8施設、公共施設33施設、さらにオフサイトPPA1施設の、合計89件にまで広がってきております。

一般家庭から公共施設まで導入が進んだことで、村内全体の再生可能エネルギーの割合が着実に高まり、エネルギーの地産地消に向けた大きな推進力となっております。

家庭においては光熱費負担の軽減にも寄与し、地域としてのエネルギーの自立の第一歩が確実に形となりつつあります。

また、株式会社いくさかテラスは、先月「特定送配電事業」の登録を完了しており、村の再生可能エネルギーの供給を担う重要な地域のエネルギー会社として、一歩ずつ躍進しているところでございます。

次に、村が実施します事業におきましては、昨年度発注しました「自営線マイクログリッド構築事業」は、今年度、上生坂地区の工事を実施しており、現在、県道等の配管の工事を概ね完了し、これから電柱の新設・配線を行い、完了に向けて順調に進めているところでございます。

9月に発注しました「小水力発電所建設工事」は、現在、水車・資材等の発注を行い、年明けからは準備工として本格的な工事に向けた支障木の伐採等を行ってまいります。

来年1月14日から改修工事に入ります「村営やまなみ荘」は、省エネ機器の導入や照明のLED化、また木質チップボイラーの接続を行い、施設の脱炭素化を進めてまいります。

また、9月の補正予算でお認めいただいた「生坂保育園」の省エネ改修は、先月工事業者が決定しましたので、今後、資材の発注から順次実施してまいります。

また、村営住宅のZEH化につきましては、令和6年度の繰越分と令和7年度分で、2棟4戸の集合住宅を建設しており、年度内の完成を目指して整備を進めております。ZEH化を行うことで、住環境の向上とエネルギー消費の抑制を同時に実現し、村営住宅の将来的な運営コストの縮減につながる取り組みとして、大変意義深いものと考えております。

脱炭素事業における補助の実績につきましても、令和6年度・7年度の累計で、省エネ機器等の導入が95件、木質バイオマスストーブが9件と、多くのご家庭に広がりつつあり、村内の暮らしの中に環境配慮の意識が確実に根付いてきていると考えております。

また、地域エネルギー会社「株式会社いくさかテラス」につきましては、契約件数が111件に達しました。村民の皆さんが主体的に参加し、「地域で作った電気を地域で使い、地域に還元する」という好循環が、少しずつ定着してきており、エネルギーの自立に向けた着実な前進を示すものでございます。

また、いくさかテラスは、今後さらに地域エネルギー会社として役割が高まるものと期待をしております。

これらの一連の取り組みは、単に事業を推進しているだけでなく、生坂村で暮らす価値を高め、将来世代に持続可能な地域を引き継ぐための重要な土台でございます。再生可能エネルギーの導入、省エネ化、地域エネルギー会社の育成という3つの柱が揃って強化されている自治体はまだ多くはなく、生坂村が先進的な取り組みを着実に進めていることは、村民の皆さんにとっても大きな誇りとなっているものと考えております。

村としても、引き続き丁寧な説明と村民参加を大切にしながら、これらの事業を確実に前進させてまいります。村民一人一人の生活の質を高め、次世代につながる持続可能な生坂村を実現するため、生坂村が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き村民の皆さんとの対話を重視し、村民主役の村政運営に努め、安全で安心して住みよい生坂村であり続けるために、様々な課題に対して議員各位と検討・協議をお願いしながら、課題解決に向けて方向付けをしているところでございます。

議員各位並びに村民の皆さんには、明日の生坂村のために格別なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、事件案1件、条例案7件、予算案4件の計12件であります。

議案第50号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の決定について

この議案は、地方自治法第96条第1項の規定により、村の義務に属する和解及び損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 生坂村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

この議案は、関係法令の施行に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

議案第52号 生坂村社会福祉施設の設置及び管理に関する条例案

この議案は、「生坂村認知症対応型デイサービスセンター春風」について、「認知症対応型デイサービスセンター」から「社会福祉施設」への名称及び実施事業の変更に伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第53号 生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、生坂村議会議員及び生坂村長選挙における選挙運動の際に使用する、選挙運動用自動車の借入額及び燃料代、選挙運動用ビラの作成、ポスターの作成等の公費負担額の限度額について改正する条例案であります。

議案第54号 生坂村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、関係法令の改正に伴い、条例の関係部分について一部改正を行うものであります。

議案第55号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、関係法令の改正に伴い、条例の関係部分について一部改正を行うものであります。

議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、関係法令の改正に伴い、条例の関係部分について一部改正を行うものであります。

議案第57号 生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、気象庁により使用されていた文言について、現在使用される文言に改正するもので、併せて字句の整理を行うものであります。

議案第58号 令和7年度生坂村一般会計補正予算【第4号】

この予算案は、既定の額に3056万2000円を追加し、総額を37億7137万4000円とする補正予

算であります。

主な内容は、歳入で地方交付税が 975 万円、使用料及び手数料を 423 万 7000 千円、国庫支出金 169 万 9000 円、県支出金 560 万円、繰越金 417 万 6000 円、村債 510 万円を増額し、歳出では、総務費 467 万 2000 円、民生費 647 万 1000 円、衛生費 149 万 8000 円、農林水産業費 578 万円、土木費 1108 万円を増額し、地方債限度額を 6 億 6430 万円とするものであります。

議案第 59 号 令和 7 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は、既定額に 1211 万 7000 円を追加し、総額を 2 億 9336 万 8000 円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入では国庫支出金 55 万円、繰入金 1155 万 6000 円を増額し、歳出では総務費 110 万 2000 円、地域支援事業費 217 万円、諸支出金 1101 万 5000 円を増額し、保険給付費を 217 万円減額するものであります。

議案第 60 号 令和 7 年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第 2 号】

この予算案は、収益的支出を 22 万 5000 円増額し、7766 万 8000 円とし、資本的収入では 170 万円を増額し、総額を 6666 万 3000 円とし、資本的支出では 172 万 1000 円を増額し、総額を 7190 万円とし、起債の限度額を 4050 万円とする補正であります。

議案第 61 号 令和 7 年度生坂村下水道事業会計補正予算【第 1 号】

この予算案は、収益的支出を 110 万円増額し、総額を 7940 万円とする補正予算であります。

以上の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎日程 3 ・ 議案第 50 号

○議長（藤澤幸恵君） 日程 3、議案第 50 号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の決定について、議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程 4 ・ 議案第 51 号

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程 4。

議案第 51 号 生坂村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） 議案第 51 号につきましてご説明申し上げます。

議案第 51 号 生坂村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案  
本日提出、村長名でございます。

議案の朗読は省略をさせていただき、条例制定の趣旨及び主な内容についてご説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法第 34 条の 16、第 1 項の規定に基づき、当村において実施する乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について、その設備及び運営に関する最低基準を定めるものであります。

乳児等通園支援事業は、乳幼児が地域の中で適切な支援を受け、健全な発達を促すための重要な事業であります。事業の質を担保するため、明確な基準を条例として定める必要があります。

国においては、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業が法制化され、実施主体である市町村に対して、事業運営に必要な基準を条例により定めることが求められております。

本村においても、事業の適正な運営、利用児童の安全確保、支援の質の向上を図る観点から、国基準を踏まえた村独自の条例を整備する必要があるものです。

条例の主な内容ですが、第 1 章の総則では、乳児等通園支援事業に共通する基本的な事項を定めています。まず、条例の制定根拠や目的を明らかにし、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されるよう、明るく衛生的な環境の確保や、事業者の質の向上を図ることを最低基準として示しています。

また、事業者が遵守すべき一般原則として、人権尊重、地域との連携、自己評価及び外部評価の実施、安全管理、非常災害対策、感染症予防など、事業運営の基本方針を定めています。加えて、安全計画の策定、送迎車両運行時の所在確認及び見落とし防止装置の設置、職員の資質向上、職員の研修、秘密保持義務、苦情対応体制の整備、帳簿の管理等、事業運営全般に関する基準を規定しています。

第 2 章の乳児等通園支援事業では、乳児等通園支援事業の種類と、それぞれの基準について定めています。

第 1 節では、一般型と余裕活用型に区分し、その定義を明確にしています。

第 2 節、一般型事業については、乳児室、匍匐室、保育室等の必要面積、避難経路、耐火構造などの施設基準、乳児 3 人につき職員 1 名とするなどの職員配置基準を定め、安全性と支援の質を確保する内容となっております。

第 3 節、余裕活用型事業については、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の既存基準を準用することとし、他の児童福祉施設等と一体的に運営する場合の基準を規定しています。

また、両事業共通の項目として、支援内容が国の支援に準じて提供されること、保護者との連携を図ることなどを規定しています。

第 3 章の雑則には、書面の電磁的記録化、条例施行に必要な事項の委任など、事業運営に付随する事項を定めています。

具体的には、書面で行うことが想定される記録等について、電子データでの作成・保存を可能とする規定を置くほか、条例の施行に関し必要な事項を村長が定める旨を規定しています。

本条例の付則では、条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めております。

乳児等通園支援事業は、国において令和8年度から本格的に実施される「こども誰でも通園制度」の一部として位置づけられており、全国一律で令和8年4月から事業開始となる予定であります。

そのため、本村においても事業を円滑にスタートさせる必要があることから、令和8年4月1日といたしました。

なお、本条例は新たに創設される事業に対する基準を定めるものであり、既存制度からの移行ではないことから、特段の経過措置は設けておりません。

以上の通り、本条例は当村における乳児等通園支援事業の安全性と質を確保し、利用する乳幼児が安心して支援を受けられる体制を整備するための基準を定めるものであります。

説明は以上であります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

## ◎日程5・議案第52号

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程5、議案第52号 生坂村社会福祉施設の設置及び管理に関する条例案を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） それでは、議案第52号を説明させていただきます。

議案第52号 生坂村社会福祉施設の設置及び管理に関する条例案。

本日提出、村長名であります。

この条例につきましても、概要を説明しまして、朗読説明に代えさせていただきます。

この条例は、下生坂区にあります「春風」を、介護保険法に基づき運用しておりました「認知症対応型デイサービスセンター」から、社会福祉法の規定に基づき「重層的支援体制整備事業」を実施するための施設として設置及び管理するために必要な事項を定めるものであります。

重層的支援体制整備事業によりまして、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法等の法律に基づく事業を一体的に実施できることで、地域生活課題を抱える住民とその世帯に対する支援や、地域福祉の増進のための環境を、一体かつ重層的に整備する事業が行えます。

この条例で、第2条におきましては名称と位置、第3条におきましては行う事業などを規定しております。

次のページ、付則でありますけれども、この部分のみ朗読説明とさせていただきます。

付則、施行期日、第1条、この条例は令和8年1月1日から施行する。

旧条例の廃止、第2条、生坂村認知症対応型デイサービスセンター設置及び管理に関する条例は廃止する。

経過措置、第3条、この条例の施行日において、旧条例に基づき指定管理者として指定されている者は、当該指定の有効期間が満了するまでの間は、なお旧条例の規定により指定されたものとみなす。

説明は以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程 6 ・ 議案第 53 号

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程 6、議案第 53 号 生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 議案第 53 号を朗読説明申し上げます。（総務課長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程 7 ・ 議案第 54 号

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程 7、議案第 54 号 生坂村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 議案第 54 号を朗読説明申し上げます。（総務課長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程 8 ・ 議案第 55 号

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程 8、議案第 55 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 議案第 55 号を朗読説明申し上げます。（総務課長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程 9・議案第 56 号

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程 9、議案第 56 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 議案第 56 号朗読説明をいたします。（総務課長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程 10・議案第 57 号

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程 10、議案第 57 号生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 議案第 57 号朗読説明いたします。（総務課長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

ここで、換気のため休憩とします。再開は、11 時 10 分とします。

---

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

---

◎日程 11・議案第 58 号

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に日程 11、議案第 58 号、令和 7 年度 生坂村一般会計補正予算第 4 号を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 議案第 58 号を朗読説明申し上げます。（総務課長朗読説明）

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長朗読説明）

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○振興課長（眞島弘光君） （振興課長朗読説明）

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○教育次長（藤澤保君） （教育次長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程 12・議案第 59 号

○議長（藤澤幸恵君） 日程 12、議案第 59 号、令和 7 年度 生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程 13・議案第 60 号

○議長（藤澤幸恵君） 日程 13、議案第 60 号、令和 7 年度 生坂村簡易水道事業会計補正予算【第 2 号】を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○振興課長（眞島弘光君） （振興課長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程 14・議案 61 号

○議長（藤澤幸恵君） 日程 14、議案第 61 号、令和 7 年度 生坂村下水道事業会計補正予算【第 1 号】を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○振興課長（眞島弘光君）（振興課長朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程 15・総括質疑

○議長（藤澤幸恵君） 日程 15、これより総括質疑に入ります。

日程 3、議案第 50 号の事件案 1 件、日程 4、議案第 51 号から日程 10、議案第 57 号までの条例案 7 件、日程 11、議案第 58 号から、日程 14、議案第 61 号までの令和 7 年度補正予算案 4 件の、計 12 件について質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

---

### ◎日程 16・議案の委員会付託

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程 16、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。ただいま議題になっております、日程 3、第 50 号から、日程 14、議案第 61 号までの事件案 1 件、条例案 7 件、令和 7 年度補正予算案 4 件の計 12 件について、慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、12 議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎日程 17・請願・陳情について

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程 17、陳情 7 第 5 号、診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10 パーセント以上の引き上げを求める陳情を議題にします。

お諮りします。ただいま議題となっている日程 17 の陳情 1 件の内容は、お手元に配布してある通りです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査を願うことにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、日程 17 の陳情 7 第 5 号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。  
ここで事務局に、常任委員会付託案件表を配布させますので、しばらくお待ちください。

---

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日 10 日水曜日の午前 10 時から再開し、一般質問を行います。

○議長（藤澤幸恵君） 本日はこれにて散会します。

起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午後 0 時 01 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 7年 12月 9日

議 長 藤澤幸虎

署名議員 平田勝章

署名議員 久田 護

# 令和7年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

2日目（12月10日）

○一般質問 6人

・再開	4 P
・会議録署名議員の指名	5 P
・一般質問	5 P
太田讓議員	6 P
山本吉人議員	13 P
市川壽明議員	21 P
島幸恵議員	28 P
望月一将議員	41 P
平田勝章議員	53 P
・散会	62 P

# 令和7年第4回 生坂村議会定例会

令和7年12月10日 午前10時 再開

## 議 事 日 程

【2日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番	進藤彩君	2番	望月一将君
3番	島幸恵君	4番	山本吉人君
5番	藤澤幸恵君	6番	太田譲君
7番	平田勝章君	8番	市川壽明君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	眞島弘光君
副村長	牛越宏通君	住民課長	坂爪浩之君
教育長	藤澤正司君	健康福祉課長	松沢昌志君
総務課長	中山茂也君	教育次長	藤澤保君

事務局職員出席者

議会事務局長	平林邦寿君	書記	田中翔太君
--------	-------	----	-------

---

## 開議 午前 10 時 00 分

○議長(藤澤幸恵君) 起立。礼。着席してください。

---

### ◎再開

○議長(藤澤幸恵君) これより、令和7年 第4回 生坂村議会定例会を再開します。

○議長(藤澤幸恵君) 本日の会議に先立ち申し上げます。  
本定例会は感染症予防対策のため、適宜休憩・換気を行い、マスクの着用につきましては個人判断とします。

○議長(藤澤幸恵君) これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は配布してある通りです。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(藤澤幸恵君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 市川議員、1番 進藤議員を指名します。

---

### ◎日程2・一般質問

○議長(藤澤幸恵君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許します。  
最初に、6番 太田議員。

○6番(太田 譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田 譲君) 6番、太田 譲です。通告に基づき一般質問をいたします。

トップバッターということですので、いつも声が聞き取りづらいと言われてますが、大きな声で頑張ってやりたいと思います。

お願いします。今日は広域連携についてということで、いくつかお伺いしたいと思います。  
まず初めに、村執行部職員の皆様におかれましては、財政需要が複雑化・多様化する中で、限られた人員・財源の中で日々業務に真摯に向き合い、村民の生活向上と村の発展に向け各種施策を推進されていること、リスペクトしております。

村の特産となっているブドウを中心とする産業振興、子育て・教育環境の整備、高齢者福祉の充

実、移住定住促進など、村の実情を踏まえた多角的な政策展開は村民にとって大きな安心に繋がるものと考えます。

しかしながら、改めて言うことではありませんが、人口減少、少子高齢化の進行は、今後の村の持続可能性に深刻な影響を及ぼす重要課題であります。

労働人口の縮小、医療・福祉分野の需要拡大、公共施設インフラの維持管理に伴う財政負担、地域の担い手不足など、行政運営を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

このような状況の中、将来を見据え、政策の優先順位や行政体制のあり方を見直すことも求められてきます。また、広域連携や民間との協働、DX推進による業務効率化、地域資源を活かした新たな取り組みなどがますます重要となってくるものと考えます。

私は議員として、執行部職員の皆さんと共に村の現状を共有し、村民の声を大切にしながら、より良い村に向け建設的な提案と協議をしていき、適切なチェック機能を果たしつつ、村の未来を考えていきたいと思えます。

私は先ほどの話にも出てきました、広域連携について今回何点か質問を行うわけですが、説明不要とは思いますが、広域連携とは複数の地域や自治体が協力して共通の課題を解決するための手段の一つとして考えられています。

地域間での協力を通じて、情報や資源を共有し、効率的に活動を行うことを目的としており、1つ目として、地域ごとに特化した資源を活用し無駄を省くこともできます。2つ目、各地域の問題を共有することで課題解決を共同で見つけやすくなります。3つ目、各地域の持つ特性を活かした取り組みが可能となります。このようなメリットがあります。

私はこの広域連携を用いた観光促進、公共サービスの共同利用、鳥獣対策について伺いたいと思えます。

1つ目として、今年は「いくさかの郷」と「麻績の道の駅」でブドウ、リンゴの販売連携を行いました。

この取り組みは非常に素晴らしい取り組みとして評価をしているところです。

本村を含む、筑北三村は、生坂村のブドウ、筑北村では白菜、麻績村にもリンゴなど、それぞれが特色のある特産品を持ち、収穫期には各村の大きな魅力となっているところです。

その特産品の旬に合わせPRを行うことは、村の知名度向上、来訪者の増加、地域経済の活性化など、多くのメリットが期待されると考えます。

特に旬の農作物は消費者の関心が高く、実際「いくさかの郷」では、ブドウ部屋にシーズン中めっちゃめっちゃ人で溢れ、これまでの取り組みや情報発信の効果が出ていると感じております。

その効果は、その他直売品の売上や観光への集客にもつながり、村のブランド力を高める上でも大きな役割を果たしているとも言えます。

この取り組みを北部三村で協力して、それぞれの特産品が旬の時期に周知活動をすることで、地域一体の広域的な魅力づくりにつながる可能性があると思えます。

また一方、このようなPRを行う時に注意すべき点もあります。

収穫期は農家の皆さんは繁忙期となり、PRイベントなどを企画した場合は、対応などの負担が出てくる可能性があります。

また天候不順による収量・品質の変動による十分に供給ができないという可能性、また他地域との競合なども考慮する必要があります。

しかしながら、村としても北部三村としても、地域をPRして交流人口の増加を図り、移住定住の促進に努めていくことは極めて重要と考えます。

なので、農家の皆さんの負担を増やさぬよう、デジタルの活用や広域連携による効率的な新体制の構築も必要と考えます。

村の特産品や地域資源を最大限に活かし、地域の活力につながることを期待し、3点伺います。  
初めに2点ですが、現在村で行っているブドウ収穫時期のPRの効果について、その評価と認識。2つ目、天候リスクや他の産地などの競合など、PRに伴う課題についてお伺いします。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 6番 太田議員への回答を申し上げます。特色ある特産品の北部三村の広域連携についてということで、2点ご質問いただきました。

まず1点目ですが、現在村で行っているブドウの収穫時期のPRの効果についての評価と認識は、ということですが、議員おっしゃられるようにブドウの時期は「道の駅 いくさかの郷」につきましては、連日多くのお客様に来ていただいております、今年の売上も大幅に伸び、生産者の皆様のご協力によりまして、本年度は58種類のブドウが出荷をされました。年々売上が伸びていることは、生坂村のブドウの品質の良さなどが認知されてきた証だと感じております。本年度の収穫時期のPRとして、15秒CMを100本、ラジオ43回、新聞掲載5回、テレビ放映4回行いました。PRの効果につきましては、「CMを見たよ」「テレビを見て来たよ」というお客様が多くいらっしゃり、効果は大いに出ていると思われまして、先ほど申しましたが、年々売上が伸びている事実としてPR効果が発揮されていると思われまして。

2点目の、天候リスクや他の産地などとの競合等のPRに伴う問題は、ということですが、ブドウ収穫期のPRにつきましては効果が見られる一方で、天候リスクや他の産地との競合といった問題もあると認識しております。

まず天候リスクについては、近年の気象変動により、開花や成熟時期の変動、降雹や高温障害など、品質・収量へ影響が出やすくなっております。

収穫開始の時期が想定より前後することでPRのタイミングが合わず、情報発信の正確性が問題となっております。

また、他産地との競合については、県内外の有名産地が大規模なプロモーションを行っており、消費者の選択肢が広がっている中で、本村の特徴をどのように伝えるかが重要になっております。特にブドウの品種や品質、販売方法には各産地で個性があり、本村としても「生坂らしさ」の整理が求められます。

これらの課題を踏まえ、農家の皆さんと情報共有を密にし、天候に応じた柔軟な発信に努めてまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○6番（太田 譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田 譲君） 答弁いただきました。私も答弁の内容と同じように、やっぱりこの今年、年々増えているその58種類という種類であったり、ブドウ部屋とか様々な取り組みというのは、村にとってもブドウ農家にとっても良いPRにつながっていると思います。

一方、その天候リスクや他地域との競合についてですが、そこも発信の戦略等々で変化もしてくるとは思いますが、さっき答弁いただいたように、農家の皆さんとも話し合いながら、村に合ったやり方・特色で進めていただきたいなというふうに、引き続き頑張っていただきたいなと思います。

そこで3つ目なんですけれども、こういったようなPRを行う上で、やはり1個でやるよりみんなで固まってやったほうがいいんじゃないかということで、私はこの今回「北部三村」というのをとりあえず議題に上げているわけなんですけれども、北部三村でのこの広域連携によって、さら

に効果的な情報発信についてやっていくようなお考えについてお伺いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番、太田議員の質問にお答えをいたします。東筑摩郡北部三村での広域連携による効果的な情報発信についてというご質問でございますが、北部三村での広域連携による情報発信につきましては、各村がそれぞれ特色ある農産物や観光資源を有していることから、相互に補完し合いながら魅力を高められる可能性が大きいと認識をしているところでございます。

特に収穫期の農産物PRにつきましては、先ほど議員ご指摘の通り、生坂村のブドウ、筑北村の白菜、麻績村のリンゴなど、季節ごとに魅力が異なるため、広域で情報発信を行うことで、来訪者にとって「北部三村を巡る楽しみ」を訴求することができると考えます。

一方で、情報発信の方法や時期、費用負担のあり方など、三村で調整すべき点もあるため、まずは各村の担当する部署間での協議を進め、無理のない範囲で共同発信やイベント連携に取り組むことが適当であると考えているところでございます。以上、答弁いたします。

○6番（太田 譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田 譲君） 答弁いただきました。私もこれまで、村を巡るとかそういうような形の提案等もしてきた中で、今村長からも答弁いただいたように、この「北部三村を巡る」こういうのは本当に非常に良いことだと思います。

で、一気にこれというあれはないんですが、やはりまずその担当者同士、検討から始めていただけるということですので、やはりこの三村の特色のあるこの地域を生かしたような名前というか、そういうのを1個作っていただいて、簡単なまずはインスタとかXからでもいいので、アカウントで地域の発信をすると共に、この北部三村には麻績と筑北スマートインターと高速の出口もありますし、そういうような周辺にですね、その時期になった時には、例えば筑北スマートインターを降りて少し走って筑北の方に入ってきたら、8月・9月だったら「生坂のブドウ」とか、そういうのぼりをパーっと入れてあげるだけで、「なんだそれ」って、「筑北に来たのに生坂って何？」っていうような話にもなると思いますし、そういうような工夫を凝らしていただきたいなと。それは結構効果があると思います。

また、各地にキャラクターもいますので、そのキャラクターですね「天舞くん」「ちくにゃん」「おみぼん」「カラットリン」ですかね。こちらを生かしたグッズ展開とか、そういうもののスタンプラリーとか、そういうようなもので麻績に来て生坂・筑北を回って最後帰るとか、そういうような発信ができたら一番いいんじゃないかなと思っております。

また合わせてその特産品とか特徴の中に、あと観光とかそういうものをマップで作るとか、順次応じて適宜対応ができるものだと思いますので、費用対効果も考えながら、是非取り組んでいただきたいなというふうに考えます。

では2つ目として、質問に移ります。近年、各地で鹿や猪、最近では熊の出没と鳥獣被害が深刻化していて、農作物の被害だけでなく住民の生活不安にもつながる大きな課題であります。国会でも協議されているようなこともありますけれども、当村としてもできる対策を、対処を考えていかなければいけないと思います。もちろん近隣であるこれも、北部三村も同様でございます。

そうした中で、最前線に立つ猟友会の存在は欠かすことができない存在です。

しかし、会員の高齢化や担い手不足、装備更新や出勤に対する危険や負担など、多くの課題もあります。そこで伺います。

1つ目。猟友会の待遇向上について、村としてどのように考えておられるか。報償費、装備費支援、安全対策など、組織を支える政策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 太田議員のご質問にお答えいたします。猟友会の待遇向上について、報償費、装備支援、安全対策など組織を支える政策が必要と考えるが、村としてどのように考えているかということでございますが、本村においても、議員ご指摘の通り、鳥獣被害の増加やクマの出没リスクが高まっており、猟友会の皆様による捕獲対応や見回りは、村の安全確保に欠かせない重要な活動であります。

猟友会の体制は、高齢化や会員数の減少が課題となっており、その負担軽減や活動環境の整備は村としても喫緊の課題であると考えております。

まず報償費につきましては、近隣町村の状況や国・県の補助制度の動向を踏まえながら、村の財政状況の中で適切な水準への見直しが可能か検討してまいりたいと考えております。

装備支援につきましては、安全確保の観点から狩猟時に不可欠となるGPS機器、無線、保護装備などについて、国・県の補助制度を活用しつつ、猟友会とも協議しながら必要な範囲で支援できる方法を検討してまいります。

安全対策等につきましては、県警や関係機関と連携し、緊急時の出勤ルートの確認、集落ごとの連絡体制の強化、危険個体の迅速な情報共有など、対応の強化に努めてまいります。

総じて、猟友会が持続的に活動できるよう、村としても報償費、装備、安全体制の3本柱で支援の充実を図っていくよう検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○6番（太田 譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田 譲君） 答弁いただきました。村としても、そういう報償、装備、安全等について積極的に考えていく姿勢が伺えて良かったです。

再質問なんですけど、この今猟友会の話をしてるんですけど、猟友会の今の会員数、またその中でも銃砲取得者の数とか分かりましたら教えてください。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問につきまして、お答えいたします。猟友会の会員数ですが、現在23名。銃の使用者につきましては6名、というような状況でございます。以上でございます。

○6番（太田 譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田 譲君） 答弁いただきました。23名で、そのうち銃砲所持者が6名。近年話題にもなってますけど、熊とかもそうですけれども、他の猪や鹿でもそうですけど、最

後、止め刺しというか、そういうのをやる際に銃器等使用する際もあるかと思うんですけれども、やはりこの生坂村もそうですし、近隣、全国的にですけれども、その銃の所持者がどうしても少なくなっている傾向があると。もうこの何十年かで半分以下になっているというような話もあります。

特にこの最近、本当に危険な熊については、やはりその熊を最後仕留められるような資格というかですね、ライフルを所持するまでにも10年。そこからさらに熊をとると、またさらに何年とか10年近く訓練・練習等を積み重ねて修練しないとなかなか撃つことができないというような状況で、やはりこの銃砲所持者に対する対策も考えていかなきゃいけないのかなと思います。やはり普通の罠で捕って頂いている方も当然ですけれども、やはりその報酬っていうものが、ネックになってくるのかなと私は考えていて、その基本的なベースの支援がね、必要なのでしっかり検討していただきたいんですが、さらにはその先ほど言ったように、今後銃を所持していただけるような方が所持しやすいような手立て。罠で捕る人と同じリスクはあると思うんですけれども、さらに危険であり、その所持するのにもすごくお金がかかりますので、それに対して対価というものは、分けて考えてもいいんじゃないかなと思いますので、是非そういうところも検討をしていっていただきたいなというふうに強く思うところであります。

次の質問なんですけれども、2点伺います。先程話したように単独自治体で、その答弁にもありますけれども、捕獲データの共有とか、そういうような話も出てきましたが、単独自治体での捕獲体制や人員の確保には、やはり今のところ限界が来ているのが感じます。

データの共有や地域の連携などの柔軟な調整や協力等ということで、先ほど答弁もいただきましたが、これをこの北部三村で取り組むことにより、効果的な鳥獣対策が可能になるのではないかと私は考えます。

こうした広域連携について、村の現時点での考えを伺いたいです。

もう一つ、以前中学生議会でも出ましたけれども、捕獲した個体のジビエ活用についても広域連携することにより、捕獲のインセンティブ向上や地域経済への波及効果も期待されると思います。衛生管理や処理体制、採算性など課題も当然あるかとは思いますが、合わせてこれも村の考えを伺います。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 太田議員のご質問にお答えいたします。広域連携について村の現時点の考えは、ということですが、本村を含む北部三村は、地理的にも生活圏が近く、同様の被害や課題を抱えている状況と考えます。また、猟友会の会員の減少や高齢化により、単独自治体での人員確保や迅速な対応に限界が出てくるという課題について、村としても認識しております。

現在のところ、三村間での連携等は行っておりません。広域連携にすることでのメリットとしては、三村共同での講習会を開催することにより、知識の共有や情報交換などにつながると考えます。

また課題としては、捕獲許可や猟区の調整の手続き、責任の所在や出動優先順位の整理、猟友会側の体制調整が必要となります。今後は担当者レベルにおいて調整が必要と考えております。答弁は以上でございます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番太田議員の質問にお答えをいたします。捕獲した個体のジビエ活用についても広域連携をすることのご質問でございますが、捕獲個体のジビエ利用につきましては、議員ご指摘の通り、広域で連携することによりまして、捕獲のインセンティブの向上や地域経済への波及効果が期待できる分野であると認識をしております。

一方で今、議員もご指摘をされましたが、ジビエの利活用には、衛生管理基準の遵守・解体処理施設の整備・専任人材の確保・採算性の確保など一定のハードルがございます。とくに小規模自治体単独では、施設整備費の負担や運営の継続性が課題になることから、現時点では村単独での施設整備は難しいと考えているところでございます。

今後につきましては、広域的な解体処理体制の構築に向けて、3村で協議できるよう検討するとともに、捕獲活動が持続可能となるよう、猟友会の皆様と意見交換を重ねながら、可能な支援を検討してまいりたいと思っております。以上、答弁といたします。

○6番（太田 譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田 譲君） 答弁ありがとうございます。先ほど質問の答弁として、合同講習会であったりとか情報の共有とか、そういうもののメリットを挙げられて、あとはデメリットとして、その地域の選別であったり許可とか、そういうところもあったと思います。

また今、村長の答弁の方でも、似たようなメリットとデメリットが示されたところなんですけれども、今この自治体が主導でこういうもの、猟友会は単独の団体ですのであれなんですけども、単独でなかなかやるのが難しいので、ここは自治体に少し汗をかいて頂いてっていうことで、今回やるんですけれども、他の地域とかに行きますと、団体で1個作って、例えば北海道かな、この間もなんか報道でやってましたけど、会員数がもう何千人といるような、全部ネット管理になってて猟師さんのところに、例えば東京とかそういうところのジビエ料理店から、モモ肉何キロとか何とかが何キロという注文が入ったのがメールでとんで、「それだったら僕できます」とか、そうするとその人が撃って解体して、そのまま送る。鮮度の高いものを送って、それもキロ何千円とかそういうような値段で取引がされて、本当にそれだけで生活がうまくやればできるっていうような仕組み作りがあります。

この辺で、来て特色ある食事っていうので、ジビエというのも受けると思いますし、都会の方でも低脂質高カロリーということで、ものすごく人気のある食材にはなってきたことはありますので、そういうものも考えて事務局を猟友会同士連携しながら、1個の事務局にしてそういう管理体制をしっかりとすることによって、そういう猟場の管理であったり責任の所在であったり、さらには販路の拡大とか、そういうものを使って、ジビエカーだったら確かそこで処理すれば、それがそのまま食肉処理できるようなジビエカーが…中学生が調べてあったような気がしますのでそういうものを使うことによって、外に出すこともできますし、またこの地元で特産として各施設の料理に活用してやっていく。

またこの料理の中でいけば、こないだもハンガリーフェアやったんですけれども、ハンガリーのグヤージュですね。それ牛肉の料理なんですけど、ハンガリーの町の人たちとかそういうところは向こうも狩猟がすごい盛んな地域ですので、猪とか鹿の肉を使ったグヤージュなんていうのも家庭料理として出ているそうなので、またそういうのも生かせれば、すごく生坂としてはまた面白いことになるかなと思いますし、またこのジビエカーとか購入とかその費用面とか、そういうものもかかると思うんですけれども、こういうのを上手く国とかそういう支援補助金を使えばどうかかな？ということちょっと調べてたら、鳥獣被害防止総合対策交付金というのが何かあるみたいなんですけど、そういうのだとその人材の育成からそういう設備とか施設とかそういうものの

導入に対しての何か補助が得られるような感じがありました。

鳥獣被害防止特別措置法、市町村が被害防止計画を作成し、国が支援する制度で、その中の指定鳥獣対策事業交付金、これは環境省が所管してるやつなんですけど、指定鳥獣でそういうものの対策を支援する制度ということで、その中には日本鹿とか猪とか熊とか何か含まれてるようなので、その辺もうまく活用していただきながらやっていけば、三村の実質負担というものも抑えられて、事業がうまく進められる可能性もありますのでその辺検討をしていただきたいなというふうに思います。

3つ目にうつります。今後の社会福祉協議会のあり方というか、広域的な運営の可能性について伺いたいと思います。

生坂村社協と池田町社協の連携による互いの施設メリットを生かした施設運営の可能性について伺いたいと思います。

現在職員確保の厳しさ、地域ニーズの多様化など、社協を取り巻く状況は年々厳しさを増しています。

こうした状況下で様々な運営努力を重ね、地域福祉を担っていただいておりますが、今後単独の社協が全ての機能を維持強化していくには限界が見え始めていると思います。

池田町社協とは地理的にも生活圏的にも、そんなに大きく遠いというところではなく、互いの施設機能、保有設備、人材資源の補完し合うことができれば、住民に対してより安定的、効率的な福祉サービスを提供できる可能性があると考えます。

例えば、池田町社協・生坂村社協の特徴を組み合わせることで単独では難しいサービス展開や、実務的な負担軽減も期待できると考えます。加えて、職員研修や人材交流を通じて互いのスキル向上や人材確保の安定にも繋がるかと思えます。

そこで伺います。生坂村社協と池田町社協の連携による施設の総合活用について、すぐに形になるとは当然私も難しいと考えておりますが、持続可能な福祉体制を構築するための手段として今後調査研究ができるか伺います。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。生坂村社協と池田町社協が連携するための調査研究の考えはということでございますが、本村社会福祉協議会と池田町社会福祉協議会の連携による施設相互活用につきましては、近年の地域福祉を取り巻く課題、特に職員数の制約や専門性の確保といった観点から、検討する価値は大きいと考えております。

本村社協では、既に大町市社協との連携により、八坂地区住民の相談を受付、大町市社協へつなぐ取組みを始めておりますけれども、相談体制の利便性の向上に一定の手応えを感じており、さらに松本ブロック社協、これは3市5村の取り組みではございますが、研修や交流を通じて実務的なノウハウを共有する流れもあります。

池田町社協との間では、過去に1町3村、これは池田町・生坂村・松川村・筑北村でのネットワークづくりを試みたものの、具体的な事業には至らなかった経緯がございます。

しかし、生活圏が近いことや福祉ニーズの共通性を考えると、改めて調査研究をする意義は大きいと認識しております。

まずは、両社協の事業内容や施設機能、人的体制、利用状況の情報共有を行い、どの分野に連携の可能性があるのか調査研究を進めたいと考えております。以上で答弁いたします。

○6番（太田 譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田 譲君） 答弁いただきました。今の答弁でいきますと、もう一回前向きに調整してもいいんじゃないかというような答弁というふうに受け止めたんですけれども。やはり、本当に今後これから色々なこと考えると、一個で補完していくのは難しいので、ぜひそういうことで少しでもいいので、今まで過去にやってちょっとダメだったからって言って諦めるんじゃないで、今は今の時代に合ったやり方があると思いますし、本当に少し、まず一歩出るだけでも、その後こうポンポンと進むこともありますので、是非池田の社協の皆さんと前向きにちょっと検討していただいて、持続的な、まず一番大事なのは住民福祉を継続していく、維持していくことが一番ですので、どうすればそこにつながるかっていうことを、ちょっと模索していただければなと思います。

他の地域でも、一回ダメでもまたさらに規模を変えてとか、さっきも1町3村と言っていました、今度は1町1村でとか、そういう形でやっていくこともできると思いますので、そういう形で是非進めていっていただきたいと思います。

今回3つ質問したわけですが、全てにおいて全国的な問題でありまして、この近隣地域でも人口減少、少子高齢化、急速な時代の変化など、これまでにない大きな波に直面をしています。だからといって、決して後ろ向きになる必要はないと私も考えております。

藤澤村長には、これまでも生坂村のため、そして周辺地域も含めた広い視野で地域を見て、的確な判断と行動力で道を切り開いていただいた実績もありますし、この周辺地域がこれからも持続して力を合わせて未来に向かい進むためには、こういったような地域の広域連携が必要であります。

その旗振り役が欠かせないので、是非行政の壁を越え、地域の課題を共有して、その解決策を作り上げていっていただければなと考えております。

鳥獣被害への対策も、特産品の発信も、福祉や交通の整備も、単独では限界があります。しかし連携すれば可能性は広がりますので、最後できれば村長にそのへんの意気込みを一言いただければなと思いますが、よろしいですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 広域連携の必要性は十分私も考えておりまして、太田議員から色々なご提案をいただきました。

私ももう19年経ちまして、色々な人脈もできております。県や国にも人脈があつて、そちらの方と相談をしながら、持続可能な村づくりも進め、また近隣の市町村とも連携をしながら、色々な施策を進められればと思っております。

安曇野のナンバーもその一つでございましたが、私の同級生であった太田市長が急逝されて本当に残念なことでございますが、これからも各市町村の皆さんとも連携できる部分は連携し、しっかりと持続可能な続く村作りを進めてまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○6番（太田 譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田 譲君） ありがとうございます。是非、このへんの地域のリーダーシップを取れるのは藤澤村長が適任だと私も思っておりますので、この地域に暮らす全ての人々の笑顔を守り、子供たちに誇れる故郷を残すことは私の根っこであることでもありますので、一緒に頑張っていければなと思いますし、この地域が継続して注目されることを期待して質問を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、4番、山本議員。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 4番、山本吉人です。通告通り質問いたします。3月に1回、同じような質問をしておりますが、今回も「チャレンジできる村、チャレンジする村、生坂村にしていこう その2」と題しまして質問させていただきます。

全国的に高齢化社会が進み、小さな自治体は元気がなくなっているような気がいたします。生坂村のこれからを考えると心配にもなってきます。

国も各自治体も元気になるには、若い世代が元気であることが大切だとも感じております。また、村としても安心・安全な村づくりというのは非常に大切だと私も思っておりますが、私の中での近頃若い人と話すと、やはり福祉も大事だけど、住んでて楽しい、明るく前向きになれる村だったらもっといいなという声も聞いております。

そこで、国や各自治体が元気になるよう、生坂村が元気でいられるよう、次の提案をしたいと思っております。

チャレンジしていきたいことは山ほどありますが、今回は以下の提案をさせていただきます。

「企画・懸賞関係のチャレンジ」ということで質問させていただきます。

これからの生坂村が元気でいられるような企画を公募し、上位には懸賞金を設け、1位の提案については予算を取り実行することはできないか。例えば、生坂村の「私の絶景写真コンテスト」などを企画する。また、生坂村の情報部員として各地でいいアイデアを探すなど、色んなことを検証、もしくは公募していきたいなと思っておりますが、そのへんをどうお考えか、お答えください。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 4番 山本議員へのご質問にお答えをいたします。生坂村が元気でいられるような企画や懸賞関係のチャレンジについてのご質問でございます。

山本議員ご指摘の通り、本村におきましても全国的な傾向と同様に少子高齢化が進み、人口減少が地域の賑わいや産業活動に大きな影響を与えております。

こうした状況に対応し、地域の活性化を図るために、生坂村が今後も元気な村として維持していくために、地域資源を生かした交流人口、また関係人口の拡大や移住定住支援の充実、地域経済の活性化など、総合的に進めているところでございます。

山本議員ご提案の企画を住民公募し、また上位の提案に懸賞金を設け、1位の案を予算化して実行する制度についてのご提案でございます。大変興味深い取り組みであり、住民参加の促進という観点から効果が見込まれるものと認識を致します。

また、「私の絶景写真コンテスト」を企画する、生坂村情報部員としていいアイデアを探すなどといったご提案につきましても、村民の目線で村の魅力を発掘し、発信するための有効な仕組みだと思われれます。

しかし一方で、提案・企画についてそのまま予算化・実行するためには、事業としての実現可能性や法令、また財政上の妥当性、継続性など多角的な検証が必要となりますし、情報部員制度についても投稿内容のチェック体制や運用のルール等の作成など、慎重に検討すべき点が多々ございます。

従いまして、直ちに制度化することは難しい面もありますが、そうした課題の整理や他自治体

の事例も参考にしながら、今後研究をしていきたいと考えます。答弁は以上です。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。今ご説明ありましたが、一例とか言わせていただきますと、千葉県の市原市とかでは、最大賞金30万円ぐらいで「次世代のビジネスコンテスト」ということで、こういった活性化していくビジネスをしていくことで自治体が潤っていくかということコンテストをしてるようです。

で、1位に対しては30万円、2位には15万円といったので、昨年ですかね、コンテストもやっております。その他にも、ちょっとまたケース違いますけども、私になぜいいかって言うと、懸賞金もありますけども、村のPRとしていろんなことを企画する、報償金をつけたりする中で、まあこれはちょっと異例な、軽く聞いていただきたいんですけども、例えばあの皆さんご存知ですかツチノコ。あのUMA（ユーマ）、未確認生命体みたいなやつですね。それを報償金つけて、例えば1億円とかつけてるとも新潟県とか、あと岐阜県、全国で4県ぐらい。そのツチノコに対しての報償金ということで、地域おこしですね。見つけ出した人にはあげるよということで。それがまた観光の集客にもなっているというところもありまして、私が希望するのは、生坂村の中で何か特色のあるものを探してもらって、それをこうPRすることが集客、または魅力をしていけるものがあるんじゃないかと。懸賞ということで私なぜこだわってるかと言いますと、時間も無い、またはちっちゃい子、まあ老人の方もそうですけども、いろんな角度で面白い発想を持って人、面白い視点を持って人たちが必ずいると私は思っております。そんな人たちの意見を汲み上げるためには、懸賞金でなくてもいいと思います。「おやき」10個とか、おやき1か月分とか。そういった形で、とにかく村や村外の方に、この生坂村の中での何かの魅力の発信をする材料をみんなで探していくっていうことが、村の元気にもなるかなと私は思っております。

ですから、先ほどあの総務課長も言った通り、事業化とか予算化っていうのは非常に難しいかとは思いますが、小さなレベルでも私はいいと思います。ただ 本当におやき1個とか、おやき10個とか。なければただの賞状でね、やるっていうのでも、この小さな生坂村に住んでる中の人たちが、こんなこと昔から考えてたんだけどどうかな？とか、そういったものを汲み上げる何か懸賞コンテストっていうのはしていくべきだなと私は感じております。

で、実際そうやった形でやってる自治体もありますので、私は、予算化というのはそのおおいおいですね考えてもらえばいいかなと思うんですけども、こういった懸賞化はすべきだと私はやはり強く推したいのですが、そのへんどうでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 方向性ですので私がお答えをしたいと思います。本当に山本議員、懸賞をつけたり、おやきでも村の魅力、また宝物を探していただくという事はいいことだと思いますが、やはりこちら行政側としては予算化もしなければなりませんし、どういう形でどんなふうコンテストをやるのかという、具体的な形にしていけないとなかなか動けないのが行政側でございまして、何かもっと具体的にご提案があれば、こちらとしても事業化できるか検討させていただきますと思います。

生坂村の魅力ってただ言われても、何に対しての魅力なのか、我々が気づかない魅力もいくつかあるかとは思いますが、具体的に言うていただければ、こちらとしても事業化できるか検討さ

せていただきたいと思います。以上答弁いたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 今どんな形と村長言われましたけど、私の方ももうざっくり2点で生坂村の「私の絶景コンテスト」とありますけども、これもその人その人が持つて一番の絶景というところで募集するのもありかなというところで提案させていただいています。

で、次に「生坂村の情報部員」。こういうところをなぜ私言ったかという、生坂村の中で色々な自分の感想文とか書いて、「こんなことを自分が情報部員になったらやりたい」というようなのを公募して、作文形式で書いてもらった中で、これも予算化ってこともあるんですけども、例えばその人に対して1か月、半年、1年とか、全国を回ってもらいながら、生坂村のやれることを探してもらってというの、私は面白いんじゃないかなと思います。

ただそれは予算化っていうのは難しいと思うんですけども、ただ全国的に考えてみたら、そういった試みっていうのは非常に魅力があるかな。僕、私がこの生坂村のためになにかを探しに行くっていうことをするっていうのは、古いようで新しいような気がします。確か今YouTubeとかがあるんですけども、今の中でしたら私の案としたら、そういう方に1か月・半年やった中で、必ずICN等からで、「今日の生坂情報部員の連絡」というコーナーを作りながら、ここに何々村に来ました、何々町に来ました。これは生坂にも使えますとか、ここは生坂村と有効協定を結んだほうがいい。

そういったものを常にこう発信してもら。私はそんな形が、今、今日この場ではその点です。で、もし村長言う通り、もっと具体的なって案と言いましたら、私のほうも是非考えていきたいと思いますので、そういった感じであれば、あの少しは進めていけるでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 絶景コンテストと情報部員の関係ですが、ご存知だとは思いますが、毎朝どこかで村の写真を撮り、また情報も公式LINEやSNSで「私が今日の一日はこんな計画があります」というようなことを発信しておりますが、日本国中で誰かが生坂村に合ったものを、そうしますとその方にやはり費用をお出ししなきゃいけない。

その点で費用対効果があるのか。村にマッチしたものであればよろしいですが、ただこう、旅行みたいに行かれて、「いやこれはいいんじゃないか」と言われて、それが生坂村に我々が合うのかどうか判断をしなければなりませんし、まだまだちょっと詰めなければいけない点がござりますので、またあの山本議員とご相談をさせていただきながら、生坂村の魅力、また発信をしていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上答弁いたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。確かにそれはあの村長言う通り、色々そのへんは精査していかないと、方向性が間違ったところもあると思いますが、試みとしては是非これからもやっていきたいと思いますので、そのへんは是非願いたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。先ほど太田議員とのところと重複はする点がありますが、ちょっと角度が違うので、質問をさせていただきます。

今年は全国的に熊の被害が急増し、災害規模になっています。熊の増加により食べ物を求め、

人里に降りてきて人に危害を与えております。

生坂村もこれからの熊の被害が発生するかもしれません。そんな状況の中、頼りになるのは猟友会の皆さんです。しかし、猟友会の会員も決して多くはなく、高齢化も進んでいます。

そこで次の質問をしたいと思います。まず1つ目です。ニュース等でも時々言葉として報道されておりますが、生坂村ではこれから「ガバメントハンター」の導入について考えているか、ご質問いたします。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 4番、山本議員へのご質問にお答えいたします。ガバメントハンターの導入について考えているかというご質問ですが、ガバメントハンター制度は、猟友会の高齢化や担い手不足が課題となる中、自治体が研修費や装備費の助成を行い、捕獲体制を補完する仕組みとして全国で導入が進んでいるものと承知しております。

本村におきましても、近年熊をはじめとした大型獣の出没が増えており、住民生活の安全確保のため捕獲体制の強化は喫緊の課題であると認識しております。

現在、生坂村の猟友会の会員数は23名。そのうち銃使用者については6名となっております。

ガバメントハンターの導入につきましては、村内にどれだけ担い手希望者がいるか、既存猟友会との役割分担といった点を整理するとともに、県のガバメントハンター制度の内容や、既に導入している市町村の運用事例を調査し、現実的な体制整備が可能かどうか検討を進めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。今説明いただきましたけども、非常に制度上とかこれから考えるべきことはあると思いますが、これちょっと先ほどの太田議員の質問とも重複する部分ではありますが、クマの駆除となりますと、やはりライフルが必須となります。

ライフルの所持をするまでには10年かかるというところもありまして、今猟友会の方、振興課長もご存知かと思えます。かなりの高齢化です。銃の所持をしてる方という方も、まあほとんどが高齢化で、そろそろ銃を放棄するというか、銃を撃てない環境になる方も増えていくと思えます。

今年もそうですけども、生坂内でも熊が捕獲されているような状況の中で、銃の担い手ってというのはどうしても必要不可欠と私は感じております。

猟友会の中で人が増やせられない状況であれば、公務員の方の中で専門の銃を所持するっていうのがあれば、地域の皆さんも安心だとは思うんですね。

それも若い方がこれから免許を持って、我が村には熊の駆除ができるガバメントハンターがいるから、それはとても安心だ、という利点にもなると思えます。

その点も考えると、先ほどから言った若い人の担い手、もしくはその担い手がいなければ若い方のガバメントハンターの育成というのは非常に重要ではないかなとは私は考えますが、このへんは、全く無しではなくて、これから生坂村は導入の方向でいるのかどうかというのはお聞きできますか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問にお答えいたします。ガバメントハンター、今後導入する考えはあるかということでございますが、村としましては、既に導入している自治体の動向というか、状況を踏まえながら、どのようにしていけばいいかというところも考えながら、導入に向けた方向で考えていければと考えておりますので、またその点、議員ともご相談、議員も猟友会に入られていらっしゃると思いますので、そこらへん、また一緒に考えていって頂ければと思いますので、そのような考えで進めたいと思っております。答弁は以上です。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） ガバメントハンターの導入の考えで進めていくということでよろしいと思っておりますので、進めていっていただきたいと思っております。

では続きまして2番目ですが、これちょっと先ほどの太田議員とのところに重複はするものではあります、鹿などの捕獲報償金の増額はできないかというところなんです、こちらの補足の説明させていただきますと、なぜかといいますと、これからは鹿以上に熊ということの処理も来ますし、またなぜここまで言うかと、先ほど言いました23名ですね、23名それで、かなりの高齢化の方が今頑張っているという中で、お話を聞いた中では、今報償金をいただいているんですけども、こうトータル的に見るとかなり赤字な面があると、いう声も聞いております。

私の方も、生坂村としては非常に報償金や猟友会に対しては手厚いというのを感じております。ただ現状の物価高、材料または燃料費という中で、この過疎地でありますので、このへんがちょっと若干他の地域よりね、お金がかかってしまうという現状があります。ですから、猟友会の中では例え少しでも現状より上げていただければ助かるなど、いう声をたくさん聞いております。その中で、また質問再度させていただきますが、増額等はできないか、よろしく願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 山本議員のご質問にお答えをいたします。鹿などの捕獲報償金の増額はできないかというご質問でございますが、鹿や猪による農作物被害、さらには生活環境への影響は年々深刻化をしているところでございます。

現在生坂村での捕獲報償金は、県制度と村独自の加算を合わせまして1万円としており、猟友会の皆様には多大なご協力をいただいているところでございます。

ご提案の報償金の増額につきましては、捕獲意欲の向上、被害の抑制という観点から一定の効果が期待できるものと認識をしております。

一方で報償金は年間捕獲数に比例して支出額が増加するため、安定的に継続できる財源確保が必要となります。

従って被害額とのバランス、県や他市町村の水準を総合的に整理した上で、来年度予算編成および生坂村有害鳥獣駆除対策協議会の中で、増額の是非を検討してまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。では検討、考えていくという形でよろしいです

かね。

はい。分かりました。

続きまして3番目の、緊急銃猟という言葉が今年熊の出現、熊の被害で、非常に聞かれていると思います。

これに対しての緊急銃猟時のハンターへの対応について、お聞きしたいと思います。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 緊急銃猟時のハンターへの対応はというご質問にお答えいたします。

緊急銃猟は住民の安全確保のため極めて重要な業務ですが、同時に危険を伴う高度な対応であり、村としても慎重な運用が必要と考えております。

実施する際は、警察への即時通報・現場の交通規制協力・猟友会への迅速な連絡・現場安全の確認後に、出動依頼という流れで検討しております。

熊の出没件数が増え、急な出動が増える中で、ハンターの身体的・精神的負担が大きくなっているため、村としては出動手当の見直し、安全装備の購入補助など、緊急銃猟時の負担軽減に向けた改善を検討してまいります。

また、緊急時の事故防止のため、村職員、警察、地域振興局職員の現場立ち合いと事前協議なども検討してまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。こちらの方も、いつも猟友会の皆さんと話になるんですけども、緊急銃猟という言葉は非常に、皆さんご存知だと思いますが、まず狩猟という事は趣味の世界というところがありまして、その中で熊の駆除という事っていうのは非常にリスクが高いことだと思います。ですので、熊の駆除というのはもう第一条件ですね。村民の方の命や財産を守るということで非常に大事なんですが、それに合わせてそれに携わる猟友会の皆さんの、安全安心の確保というのも非常に大事だと思いますので、このへんも明文化というか、猟友会に対しての制度の保障とかというのは、約束・明文化とか等をしていく考えとかはあるのでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問にお答えいたします。今現在長野県でも、そこらへんの調整等を行っておりますので、来年度に向けてしっかり要項、要領、実施要領等整備していくということをお聞きしておりますので、またそれに合わせて村のほうも、進めていきたいと考えております。以上です。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 私もそうだと思いますけども、一応確認のため質問させていただきました。

それでは4番目としましては、これもちょっと前に一度質問はしてはいますが、先ほどから言

われている高齢化、または銃を所持するハンター等を増やすハンター育成については、これからは村としてはどうお考えでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 山本議員の質問にお答えをいたします。ハンター育成についてどうしていくかというご質問でございますが、猟友会の皆様の高齢化が進む中で、次世代のハンターを育成することは、村の鳥獣被害対策を維持する上で非常に重要な課題であると認識をしております。

村としましてはこれまで県による狩猟免許講習の案内や、猟銃取得手続きの支援を行ってまいりました。

引き続き狩猟免許取得費用の一部助成に加え、北部三村での共同研修・共同育成体制の検討・装備購入への補助制度、また先ほど出ましたガバメントハンターの導入等を検討してまいりたいと考えております。

地域を守る人材として関心のある方が、一歩踏み出しやすい環境作りを推進してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 私も猟友会に入って3年ぐらいありますけども、質問ですが、何か村が出したパンフレットの、「ハンターになろう」とかっていう広告とか、何か村自体で出したことはありましたか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問にお答えいたします。広報生坂のほうに、そういった記事は載せさせていただいていたかと思えます。以上です。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） わかりました。ただ印象に残ってないってところもあったので、もしできればハンターのわかりやすい何か、1枚のわかりやすいチラシ・パンフレットにして頂けたらなと思えますので、その辺も検討していただきたいと思えます。

では最後の質問をさせていただきます。先ほど、これも本当に太田議員とちょっと重複してしまうんですけども、要はさっきの捕獲したものの処理場、ジビエという観点で先ほどお話があったんですが、私の場合はちょっと角度違いまして、今年の熊の被害の中で、処理場がぜひとも必要だということを、述べたいと思えます。

今年、全国的に見ても熊の被害が非常に多く、連日襲われたというニュースを聞いております。その中でショッキングなところと言いますと、今まで熊というのは臆病で肉食ではなくて、ドングリとかそういうのを食べて、みんな生きてるなっていうのは認識があったんですけども、どうやらこの頃は鹿を襲ったり、YouTubeなんか見ると、本当に生きて鹿を襲ってる熊の映像もあつたりします。

その中で、狩猟した鹿の処理ですね。これが上手にできていないと、その鹿の肉を捕食に熊が降

りてきてしまう。また、肉の味を覚えてしまって、肉食になっていってしまう。ハイブリッドな熊になる可能性も出てくるということで、村内での鹿・猪の処理の仕方というのが非常にこれから問題になるんじゃないかなと私は思います。

で、一概に処理場と言っても確かに、先ほど言った中で、非常なお金がかかる。これは一例ですけども、大北地区では河川のところ、川のところ大きな穴を掘って、そこに駆除した捌ききれないものを捨てられるっていうんですかね、処理できる穴を作るというので、賄ってる所もあるんですよ。

で、私も今、簡易処理場というのも色んなネットで見ると、安くできるもの「300万からできるよ」とか、あとは「解体君」とかって昔あったみたいなんですけども、ちいさなジビエができるような処理場もあります。

ただ現状の中では、猟友会のメンバーから言うと、鹿を捕ってもいいし猪も捕ってもいいんだけど、処理ですね。これが非常に限界に来てるというところで、村の中に仮設でもいいです。処理場を作り、もしできなければさっき言った穴ですね、捕獲したものをに入れては埋めて、熊の被害に遭わないような場所づくりということはできないでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 山本議員の質問にお答えをいたします。ジビエ処理施設の建設はできないかということで、太田議員と重複するかと思いましたが、内容的には前に生坂村有害鳥獣駆除対策協議会の中でも会長からお話がありまして、処理するところ県内に2ヶ所ほど埋められる場所がないかと。そこを心配してほしいというご意見もございました。

そういうものも今、山本議員のご指摘の通り、熊が肉食化しているということも問題でありますし、当村としても熊の出没の情報が何日もあるような現状でございますので、簡易な解体の施設が良いのか、ジビエかが良いのかその前に捕殺した鹿・猪等の埋める場所を考えていくのか、前向きに検討させていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。それではこれまではなかった処理場と言いは変ですけども、会員が捕った鹿とか猪の簡易的でもいいけれど、これからそういうものを作っていくという方向で捉えてもよろしいでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） まだ簡易的な処理施設を作るということまでは、検討に入っておりません。前に、もう数年前ですけど、ジビエカーの質問もありまして、長野市中条へ見に行ったこともございますし、筑北村は今でも茅野市の業者がジビエカーで来ていると記憶しております。

そういう中で当村に合ったもの、先ほど申し上げた通り三村で連携できるのか、まずは会長が言われたような南と北の方に、埋め立てできるような場所を作るのか、そこらへんを検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。そうですね、やはり現実的なのは南か北にとにかく熊の被害とかも考えますと、その辺は早急に何か対応策を考えていただけたらなと思います。

以上で私の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（藤澤幸恵君） ここで休憩にしたいと思います。再開は11時30分とします。

---

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

---

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に、8番、市川議員。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 8番の市川です。私は今回、村民の社会参加へのバリアフリーをテーマにした2つの課題を取り上げて質問をしたいと思います。1つには「補聴器購入に助成を」という問題。2つ目には「社会教育活動施設の現況について」であります。

まず、1番目の「補聴器購入に助成を」という問題ですが、私は2019年の12月議会の折に、この問題を一度取り上げて行政に支援を求めたわけではありますが、当時の質問の中で、この難聴をめぐる情勢の紹介で、高齢者は70代で男性が23.7パーセント、女性が10.6パーセント。80代では男性が36.5パーセント、女性が28.8パーセント。いわゆる3、4人に1人が難聴者になっていると言われている国内全般の状況を説明しました。

今日もその実態は悪くなれど、改善される環境にないと思われれます。むしろ高齢者の健康問題や、生活への影響も懸念されてきている状況にあると言われている。

通告の質問の順番を変えて、先に健康福祉課長に伺いたいと思います。今回は一步踏み込んだ視点から、関係機関として問いますが、加齢性難聴は60代後半で3人に1人、75歳以上になると7割が発症すると言われている「認知症の危険因子」とも指摘される見方が、私ども高齢者の意識に結構影響を与えています。

この難聴と認知症との関係について、直接、あるいは間接的でも結構ですが、専門医師等の意見掌握をされておられないか。いかがでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。補聴器の使用と認知症との関係についてのお尋ねでございます。

まず医学的知見といたしまして、近年、国の研究機関や大学病院を中心に、難聴と認知症リスクの関連性が指摘されているところです。難聴は認知症の主要なリスク因子であり、軽い難聴ではリスクは1.2倍、重い難聴では最大5倍になるという報告もあります。特に加齢性難聴の進行により、周囲とのコミュニケーションが減ることが、社会的孤立や認知機能の低下につながる可

能性があるといった研究成果も報告されておりますし、国立長寿医療研究センターの研究では、中程度の難聴がある人が補聴器を常用している場合、認知機能低下が抑制されることが分かりました。

ただし現時点では、補聴器の使用が認知症を防ぐと医学的に断定されているわけではなく、あくまでリスクを下げる可能性があるという段階でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 今お答えいただけたように、リスクを下げるということが、色んな国や色んな機関からも指摘をされているところであります。前回の質問でも、当時の健康福祉課長から、村内の難聴者の実数の把握はしていない。健康診断の折にも問診項目に入れる等の検討はしていくとのことでありました。

と同時に、補聴器を使用するかどうかは当人次第で、相談を受ければ耳鼻科の受診を勧めていくという回答で、私としては、行政の側はちょっと受け身的でありあまり積極的な取り組みや検討を進めていくという姿勢を感じられませんでした。

その後依然として、検診の実際に耳の聞こえについて何ら取り入れられていないと思います。私どもの認識不足でありましょうか。

先ほど言われた認知症との関係からも重要視して、検診時に口腔チェック同様に聴覚についての診断も導入実施されるなどの対応はできないものでしょうか。課長、いかがでしょう。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。検診時におきまして、聴力の方の測定は行ってはおりません。ただし、職員の方の訪問、また高齢者の見守り訪問等で、異常のある方、または聞こえが難しいと感じる方につきましては、保健師の方で個々に対応させていただいて相談をさせていただいているという状況でございますので、以上で答弁とさせていただきます。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 訪問時と言われても、高齢者の住宅各戸訪問しているわけではないと思いますので、ぜひその検診時にも対応できるような検討をしていただきたいというふうに思います。

今、高齢者の難聴に対する補聴器の購入助成などに踏み出す自治体が急速に増えています。聴力の低下に伴い、会話や他者とのつながりが減り、引きこもりがちになり、認知症やうつ病の発展につながる恐れがあるわけであります。

こうした生活の質の悪化を防ぐことも、高齢化社会に望む行政姿勢に求められているというふうに言えます。

日常生活はもちろん、社協の取り組んでいる「元氣塾」や「井戸端キャラバン」等、人とのコミュニケーションを楽しめる機会を作りながらも、個々人の体のバリアフリーも気遣いされた状況づくりや、体調へのフォローを含む支援にも、ぜひ聞こえに対する取り組みを求めるわけであります。

早い段階から補聴器を使う生活の質を良くすることが、これは重要であります。

機器は片耳だけでも平均 15 万円と高額であります。財政的支援は必須です。

聞こえの支援など高齢者を支える村であってほしいとの声が各所で耳にしています。

そこで村長に伺います。当村も早期に補聴器の購入助成を求めるものですが、こうした提案に前回、各市町村の取り組みを参考に専門部署で検討させていただきたい、との回答でした。

あれから 6 年を経っていますが、県内の各自治体の補聴器購入への助成実施の動向状況の認識と合わせて、藤澤村政の今日における助成制度の導入検討結果はいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8 番市川議員の質問にお答えをいたします。まず県内の自治体の取り組み状況でございますが、高齢者の聞こえの支援に関するご質問で、長野県内では身体障害者手帳をお持ちでない、軽度から中等度難聴の高齢者に対し、独自に補聴器購入助成を行っている市町村がいくつかある状況でございます。

市では長野市、安曇野市、駒ヶ根市、岡谷市。町村では小海町、中川村、阿智村等で実施をしており、補助率は 2 分の 1 から 3 分の 2。補助の上限は 3 万円から 10 万円といったところでございます。

長野市、安曇野市は今年度から導入をしているところです。

制度を設けている自治体に共通する点としましては、高齢者の社会参加、認知症予防の観点を重視している点。

補装具制度、身体障害者手帳の対象外となる軽度・中等度難聴者への支援。

医師の診断や意見書を条件として、適正な補聴器利用の担保。

財源・公平性の観点から、住民税非課税などの所得要件を選定するケースが多いといった点が挙げられます。

また、導入をした自治体はまだ多くなく、一部の自治体に限られている現況でございます。

また、補聴器の使用を促進すべきではないかということでございますが、補聴器の使用が社会参加の維持やコミュニケーションの向上につながり、結果として認知症機能の低下のリスクを軽減する可能性のある点は、専門医の見解や研究事例の中で一定程度示されているところであります。

一方で補聴器には個人差がございまして、機器の選定、装用調整、耳鼻科医の診断が適切に行われることが重要であり、単に補聴器をつければよいというものではございません。

本村といたしましては、まずは聞こえの相談や早期受診の促進、医療機関からの情報収集等を進め、状態に応じた適切な支援につなげていくことが重要であると考えておりますので、補聴器の普及については今後も検討をしてみたいと思っております。以上、答弁といたします。

○8 番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8 番（市川壽明君） 今、県内自治体の実態を「多くなく一部」というふうに言われましたが、私の調べには県内自治体の 60 パーセントに値する 46 自治体が、何らかしらの制度を取り入れて実施しております。これは先ほど申し上げたように、全国的にも運動としての盛り上がりと同時に、行政のそういう姿勢が見られるわけですが、ぜひ当村も遅れをとらぬ制度の導入を図り、高齢者を支える施策として取り組み姿勢を示し、広く周知していただくことは大いに期待をするわけでありまして、改めて購入助成の導入を求めるわけでありまして。

それと補聴器を金額的に助成すればいいというだけでなく、この補聴器についての装後の問題を前回は紹介をしましたが、今回もあえて同じ質問を少し紹介させていただきつつ、認識を深め

ていただき、あるいは再認識をしていただきたいと思います。

補聴器で言葉を聞き取れるようになるには、たくさんの環境音や雑音に慣れる「補聴器リハビリ」が必要なんだということを指摘されております。

大事なことは2つあって、毎朝起きて夜寝るまでの間、常に補聴器をつけて音を聞くこと。装着時間が短いと脳が変化をしないということでもあります。

きちんと調整された補聴器でリハビリを続けると、何歳からでも脳は確実に変化していくんですと。

もう一つは3ヶ月間、やはり最初はずらいんですけれども、3ヶ月間続けること。

焦らずにリハビリを続けるということで、補聴器をつけてリハビリを行うことによって、先ほど村長も言われましたように、脳への変化が出て音を捉えられるということになるそうでもありますので、診断を受けて購入をするということがまず第一歩であり、それからの行政としてもフォローをして、いわゆる補聴器を常に装備されるようにしていかないと、買ってどうもやかましいとか、どうも耳に違和感を覚えるというようなことで辞めてしまったのでは本来の効果ができないわけでもあります。

本当に人生を豊かに過ごすためには、聞こえという問題は避けて通れないということでもあります。子どもの難聴とか現役世代の難聴の方の問題も含めて、一人一人が豊かに生きていくことができる社会を作るために、この聞こえのバリアフリーに向けた行政のサポートということが必須になってきているということを再度指摘申し上げ、村長の意向を再度伺わせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 市川議員の再質問にお答えをいたします。制度導入の検討ということでございますが、県内では46自治体が導入の形を何らかの形をとっているということでございます。

本村におきましては、ご家族からの相談、保健活動、高齢者の見守り等により注視をしている方はおいでになりますけれども、保健師から補聴器をお勧めしても、先ほど言ったようにマイナスイメージがあって、それを抱いている方が一定数いるということで健康福祉課長からは聞いております。

まずは、耳鼻科医の診察を先ほど言ったように受けていただき、補聴器フィッティング体制、要は着ける体制ですね、購入の判断ができる機会が必要ではないかと考えております。

補助金の導入につきましては、現時点ではまだ具体的な方針はございませんが、他の市町村、46自治体の状況、また国や県の支援制度も踏まえて検討をしてまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） さらなる検討の期待申し上げます。では2つ目の、社会教育活動施設の現況について伺います。

これも2016年に一度質問をいたしました、その時には村民会館のバリアフリー化の質問をしたわけですが、同時に2階の講堂への移動と言うか、出入りの不便さを議論した経緯があります。いわゆる階段しかなくて、その当時は手すりも片側だけでありました。

まあそれを両側に改善していただいたんですが、やはり足のご不自由な方だとか高齢者にとって

は、あの階段を上っての講堂への出入りというのは大変難しいし、やはり億劫がることによって、いろんなイベントを企画しても集まりに影響するということが言えるというふうに思います。

更にこの9年やはり経てますけれど、ますます高齢化が進む中で、今、多くの住民を集めての色々なイベントをして利活用を企画しようとしても、その施設の形態からして目的を叶える状況にあるかどうか問われるわけですが、村長は、村民会館の現況に対して、改めて行政としての考え方と対応について、村の意向を伺わせていただきたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番市川議員の質問にお答えをいたします。村民会館のバリアフリー化の検討についてというご質問でございますが、村民会館のバリアフリー化につきましては、平成28年6月議会でのご質問の後、階段昇降機の設置可能性を含め調査を進めてまいりました。調査の結果、村民会館の階段は勾配が急で、レール式の昇降機を導入した場合は、利用者の安全確保が十分でないこと、また階段の幅が狭くなることで避難時の動線を阻害する恐れがあることから、設置は困難と判断をしております。

また2階からの入り口の設置につきましても検討をしたところ、村道から2階の入り口までの間が斜面になっており、利用の際に転倒等の恐れがあるため設置は困難と判断をしております。

そこで段差の解消に直結する設備導入は難しいものの、建物の入り口のスロープ設置、また階段の手すりの増設など、部分的でも利用しやすさを高める改善を行ったところでございます。

また高齢者の参列者が多い戦没者追悼式につきましては、村民会館からエレベーターのある「やまなみ荘」大ホールへ会場変更を行い、より安全に参加できる形として改善をしております。以上、答弁といたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） せっかくある村民会館ですけれども、やはり時代にそぐわなくて不便な施設というのが実情だと思います。この点は残念としか言いようがない。エレベーターを設置するわけにもいきませんしょうから、ほかでその代替施設的に、今言われたような「やまなみ荘」の2階の大ホールなどを考えた対応しかやむを得ないふうに思います。

しかし、村民がこの文化活動をする際に、その文化活動、例えば講演会だとか展示会、演芸鑑賞や映画会等、こういう活動の展開の会場に、村民会館が聴衆を集めにくいというふうに感じて、じゃあ代わりにどこがそれに事が対応できるかということ考えた場合に、やはり「やまなみ荘」の大ホールにも若干、不便さがあるわけでありませう。

先ほど申し上げたようにエレベーターという点では、それから音響の設備という点でも、これは設備されているんですが、ステージ空間があまりにも狭いと。

いわゆる増築したところにステージを置いているということで、段の高さだとか天井の高さ、袖幕等がないっていうようなところからいけば、講演会や展示会にはしょうがないかもしれませんが、この先ほど申し上げた演芸鑑賞だとか映画会、これにはちょっと適さないところを感じるわけでありませう。

先日、11月30日に、女性の会の主催の『30』という映画会を開催されて、県や村の教育委員会と社協の後援をいただいて取り組んだわけですが、やはりこの際にもそのスクリーンがないのでということで、会員の方が手製で作って、プラダン、サブロク版を4枚テープで貼って、その表

面に障子紙を貼って、そういうスクリーンを作って、後ろ側の天井の高いところに吊るしてということで苦労されたというふうに聞いております。

たまたま当日、私はお宮の総代のほうでのお祭りがありまして、そちらへ出ざるを得なくて映画会には参加できなかったのですが、内容的には多世代型介護付きシェアハウスを巡っての活動を描きたい映画のようでありました。

このように実際 30 人ほどの参加だというふうにも伺っておりますが、村の人口からすれば、ステージ企画では 50 人前後の聴衆参加が実際ではないかと思いますが、そうした規模に対応する文化活動の主要会場にふさわしい施設、BG や学校の体育館では広すぎるわけでありまして、季節によっては寒かったり暑かったりという問題もございますので、それも適さない。じゃあ若コミはどうかというと、やはりステージがないというようなこともございますが。こういった問題での認識を教育長にぜひ伺いたいんですが、いわゆる活動の後援となる可能性の高い教育委員会でありますから、教育長の感度で、村内一押しのお場があったら紹介いただけますでしょうか。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○教育長（藤澤正司君） 8 番市川議員の社会教育活動、文化活動に行える村内施設についてのお尋ねであります。まず議員ご承知の通り、今お話がありました通り、村内には屋内での催しを行われるいわゆるホールと呼べるような施設はなく、村民会館、やまなみ荘大ホール、小学校・中学校、また海洋センターの体育館を使用し、村の行事・イベント、また村民の皆様もそうしたところを活用して色々なイベントを開催しておるということで承知をしております。

その上で、そういったイベントを開催するにあたっての施設整備では、まずスクリーンですとか音響設備、それから今議員おっしゃられるように袖の問題ですとかステージの問題、そういったものが備えられているかどうかということになります。スクリーンにつきましては、村内には村民会館、それから村民会館の 2 階、中学校の体育館に設置がされております。音響設備につきましては、それぞれの各施設には設備がされておりますけれども、いずれも音響に優れた施設ではない。特に体育館などは、しっかりその場にいる方に音が届くようにという、まあ拡声器的な意味での設備でありまして、音にこだわるものではないということになります。

村が行います敬老の日なんかにおきまして、音にこだわる場合には機材を持ち込んで開催をしていると、まあそういった状況でございます。

そういったことから、今の議員のご指摘のような施設につきましては、それぞれ村内にはございませんけれども、利用する方が必要な設備等を用意して利用されてきていると、そういったことで理解をしております。以上でございます。

○8 番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8 番（市川壽明君） 先ほど申し上げたように、50 人規模の人を集めて催しができる、ということでステージだとかスクリーン、音響、一番条件が整っているのは中学校の昇降口の 2 階にある多目的室ではないかというふうに私は思うわけでありまして。

教育委員会、ぜひ中学校の開放の対象に、体育館と合わせて多目的室の開放に学校職員の理解と協力をいただけるように尽力を願うわけでありまして。

文化活動の推進のために、村民が気軽に利活用ができやすい状況整備を求めたい。

その必要性を感じての今回の質問であります。

村民に、活動にあたっての会場制約をクリアできる認識が共有できることに寄与してもらいたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○教育長（藤澤正司君） 市川議員のご質問にお答えをいたします。村民の皆さんの文化的な活動について、中学校施設の開放というお話であります。中学校の施設で言いますと、体育館につきましては社会教育の、社会体育という位置づけもございますので、開放はしている状況であります。実際に利用するかしないかということは別にしまして、一定の要件・規則等に定められた要件を満たした団体等の使用は可能であります。

そういった意味では体育館については開放しております。

一方で、今ご提案のありました中学校の2階にあります多目的室につきましては、学校内にあ

る施設であります。校内にあります多目的室や音楽室などの、文化的な活動での利用が想定される教室につきましては、教材また備品管理や生徒の安全確保の観点から、現状では一般開放はしていない状況でございます。

ただし地域の文化活動の場として、今後具体的な利用要望がありましたら、学校側とも協議の上、管理方法や使用条件など安全な利用が可能か検討し判断をすることとなりますが、近年、学校職員の働き方改革というの盛んに言われておまして、働き方改革の中では日常の施設管理についても検討をしろと、そういった内容もございますので、その辺も含めまして、今後具体的な案件等に対しお答えができるように、また学校側とも調整をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 私も考えて、実際校舎の一部ですから、他との区画というような問題もあって大変かとは思いますが。

しかし一方で、関係法では学校の開放はせざるを得ない部分もあると思っておりますので、ぜひ内容によっては、こういう特に文化活動関係、先ほど申し上げたような演芸だとか映画会みたいなものは、よく併せて研究していただいて、ぜひ学校の協力をいただければ、私は相当な活動の貢献にもなるんじゃないかと信じてますので、ぜひ検討を再度申し上げて、質問を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時とします。

---

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

---

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に3番、島議員。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 3番、島幸恵です。通告に基づき、一般質問をいたします。

初めに、森林整備と緩衝帯について伺います。昔は今よりも人口が多く、山の中にまで畑があったり、山から焚き木を取ってきて使ったりして、山に人の手が入っていました。

過疎化・高齢化で人が山に入ることがあまりなくなり、荒れてしまったところが増えました。

獣が住む山と人里の間、緩衝帯がなくなったことも、最近クマが町中にまで出る原因の一つと言われています。

私の家の庭や、近所の方の柿の木に熊の痕跡がありました。今年は目撃情報も多く聞きます。

そこで1つ目の質問です。令和6年度1年間、及び7年度4月から12月1日現在までの、生坂村における熊の目撃や痕跡情報の報告件数はどのくらいありましたでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 3番、島議員の令和6年度1年間及び令和7年度の4月から12月1日現在までの、村内における熊の目撃や痕跡情報の報告件数につきまして、お答えいたします。

昨年度、令和6年度は5件。今年度、4月から12月1日現在までは13件でございます。以上です。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） ニュースでも毎日のように熊の目撃情報とか、色んな被害なんかが報告されているところなんですけれども、生坂村においても報告件数が倍増している、倍以上になっているということで、2つ目の質問です。

箕輪町のゾーニング、これはクマが住む森と人里の間に緩衝帯を作る取り組みのことですけれども、これが以前テレビにも出て注目をされています。熊の目撃件数は令和6年度19件から今年は9件に減っているそうです。

長野県では、ゾーニング地域区分管理の県内市町村への導入促進をしています。

市町村がゾーニング管理導入にあたって必要なワークショップ開催経費等を支援し、箕輪町では今年1月にワークショップを開催しています。

松川村では今年9月に、北アルプス山麓のツキノワグマ・ニホンジカ等対策シンポジウムが開催され、令和7年度、環境省が創設した「クマ類総合対策事業」を活用した野生動物の実態把握の強化。今年度、ゾーニング管理計画が実施できるよう作業中等の発表がありました。

生坂村でのゾーニング管理計画導入の考えはありますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、島議員の質問にお答えをいたします。生坂村でのゾーニング管理計画の導入の考えは、というご質問でございますが、長野県では箕輪町をはじめとした先行自治体の成果を踏まえ、市町村におけるゾーニング管理の導入促進を進めており、本村にとっても重要な検討課題であると認識をしております。

本村でも近年熊の出没件数が増減を繰り返していることから、出没リスクの見える化や、人里と

の緩衝帯形成の必要性を感じており、まずは県が実施しているワークショップ等への参加を通じて、専門的な知見の収集を進めているところでございます。

県も令和8年度中に全市町村での導入を目標としているため、新しく「ツキノワグマ・ゾーニング管理導入推進事業」を考えており、今後はこういった支援制度の活用、村内の生育環境や土地利用の整理、区や猟友会・農業者との意見交換会などを行い、ゾーニング区域案の検討を進めてまいります。直ちに導入決定という段階ではございませんが、村の実情に応じた実効性ある仕組みとなるよう、段階的に検討していく考えでございます。以上、答弁といたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 今、国の方でも、県の方でも対策に乗り出して、色々な支援を出してくれているところであります。

生坂村においても、色々な検討をしていただいている、ワークショップにも参加していただいているということで、早く導入が進めばいいと思います。

先ほどお話ししました箕輪町では、藪払いなどの実務というのは、基本的には住民の皆さんが担われているそうです。その時に草刈りの補助として、1人1時間1500円を助成しているそうです。あとは委託料を払って、地元業者が藪払いなどを行うこともあるそうです。

財源はともに特別交付税措置というのを、8割方見込んでいるという係の方のお話を伺ったんですけども、生坂村でも高齢化率が高くなって、なかなか草刈りをするということが難しい方もたくさんいらっしゃるんですけども、できる方達で草刈り隊を組んだりとかして、村から交付税措置をいただいて、補助を出して、緩衝帯を作ることができないでしょうか。またそういう交付税措置を使って、例えばシルバー人材センターさんに、あとは地域で林業を営んでる方に委託をして、緩衝帯整備ということが、これからできないでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。箕輪町では藪払いということで、草刈りの補助に時間1500円をお支払いしてるということでございます。当村は各区で、毎年何回か草刈りをしているところでございまして、それが高齢化等でできない部分は生坂大好き隊員の皆さんをお願いをして草刈りや竹林整備をしている地区もございます。

そういう点で、交付税措置が8割していただけるということも、状況をしっかり調べてから、当村としてこの内容が適切かどうか検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 先程お話ししました環境省の「クマ類総合対策事業」なんですけれども、放任果樹等の誘引物の除去とか、緩衝帯の整備も入ってるんですけども、色々なところにゾーニング管理導入とか、見回りとか追い払いというようなこととかも入っていて、補助率というのは4分の3になっているんですけども、このような環境省とか県からの補助なんかも検討していただいて、ぜひ申請をしていただいて、高齢化なんかで困ってる方たちのところで、人もいなくなってるところもあるので、緩衝帯整備として、補助金の申請なんかも指定いただけたらなというふうに思います。

次の質問なんですけども、緩衝帯整備というだけではなく、村では色々森林について調査を

し、林業コンサルタント協会に約 350 万円で委託をして、「森林整備区域抽出業務」というのをされているところなんですけども、これも前に一般質問で聞いたんですけれども、現状というのはどのようになってますでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 島議員の森林整備区域の抽出業務の進捗状況はということでございますが、森林整備区域の抽出業務につきましては、林業コンサルタント協会へ約 350 万円で委託し、現在村内の森林資源量、林分構造、傾斜、作業道の有無等を元に、整備の優先度を分類する作業を進めている段階です。

これまでに航空レーザー測量データの分析が完了しており、現在は整備可能性・費用対効果・林業経営成立性などを踏まえた精査に移っているところでございます。年度内に報告書として提出される予定でございます。答弁は以上でございます。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 今まだ精査をされているというところで、今年度中に出されるということなんですけども、こちらの抽出業務が終わって、「じゃあここを切るよ」ということになったら、これはどなたがその実務というのは担っていく予定でしょうか。またその財源も教えてください。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問にお答えいたします。どなたが行っていくかということでございますが、現在コンサルタント協会に抽出しておりますけれども、今後の作業につきましては、民有林の整備につきましては、村が直接行うのは現実的ではありませんので、森林組合だとか民間の施業者さんなどが事業主体となるのが基本ではないかと考えております。

財源につきましては、国の森林整備関連交付金や、県の森林づくり事業等の財源を元に、整備をしていくよう考えております。答弁は以上でございます。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 森林整備ということと、緩衝帯整備ということも、合わせて行っていたらいいかなというふうに思うんですけれども、今、交付金のこともおっしゃって、考えることとして答弁いただいたんですけれども、例えばその松枯れ対策として行っているネオニコチノイドの空中散布があります。令和6年度決算で288万4000円、伐倒くん蒸処理で216万9000円、合わせて505万3000円なんですけども、これというのは、その枯れた松を例えば切って搬出するお金というのに回せないでしょうかという質問です。

ネオニコチノイド散布に関しては、この後質問します「第2のふるさとづくり事業」が、ネイチャーポジティブとか、生物多様性の保全ということを掲げているんですけれども、今、虫がすごく減っているというような警鐘を鳴らしている方もいて、イギリスのデイブ・グールソンさんという方が、著書で『サイレント・アース』という、昆虫たちの沈黙の春というのを書いているんですけれども、虫が減ってしまっているということとか、あとは松本市なんかでは、くん蒸の

薬剤というのがすごく強いので、担当する社員の方への健康被害を心配して、伐倒くん蒸処理を請け負わないよというような業者さんもいらっしゃいます。

塩尻のF-Powerには、麻績村から伐採された松枯れ材が運ばれています。

生坂村では、来年3月中旬に「やまなみ荘」等の改修工事が終わったら、チップボイラーが稼働を始めます。

そこで、空中散布などの財源で枯れた松を搬出してチップとして活用することというのができないでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問にお答えいたします。まず空中散布につきましては、村民の方も6割ほど実施をしていただきたいということでございますので、守るべき松林については、引き続き空中散歩を実施していくというような考えではおります。

また、伐倒くん蒸処理につきましても、同じくこれ以上被害が広がらないようなことということと、あと放っておいても、例えば山に入ってそういった木が倒れてきてしまうということのも危険性がありますので、合わせて引き続き行っていきたいというふうに考えております。

あとの枯損木についてのチップ化についてですが、現在行っている「枯損木利活用」というような事業の中で、その松枯れだとか、そういった木の搬出も今計画をしておりますので、それについても補助事業を使って整備の方を進めておりますので、合わせて今後チップにできるかどうかも含めて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 財源というところで、こういうものも使えないかなというようなところで、提案させていただきました。

村として、これから森林整備の人材育成とか、林業従事者の方とか、住民への支援。先ほど草刈りの補助なんていうことも箕輪町の例を紹介させていただいたんですけれども、村としてはどのようにお考えでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、島議員の質問にお答えをいたします。村として森林整備の人材育成、または林業従事者や住民への支援についてのご質問ですが、森林整備を持続的に進めるためには、人材の確保と育成が最も大きな課題であると認識をしております。

現在村独自で人材育成などは行っておりませんが、今後につきましては、長野県などの研修制度や安全講習の紹介や、受講支援などを村民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

住民の皆様には、森林整備の担い手だけでなく、里山保全活動など軽作業から参加できる仕組みを整えることで、広く関わっていただける環境を作っていきたいとも考えております。以上、答弁いたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 持続的に続けていくために、色々研修の案内とか、受講の支援、里山

保全について考えていらっしゃるという答弁いただきました。

筑北村では林業の関係で採用された地域おこし協力隊の方がいらっしゃいます。あとは、森林環境譲与税というのは、令和5年度までの実績で、基金の積み立てと民間業者に委託した道路沿い等の支障木伐採に使われています。

林業従事者の数というのも、森林環境譲与税の算定に関わってきますので、継続して整備をするためには、従事者の数というのも増やす必要があるのかなというふうには思うので、これからも検討をしていただけたらと思います。

それでは次の質問に移ります。「雲根地区創造の森事業」について伺います。

雲根創造の森の既存の設備の使用状況はどのようになっていますでしょうか。

また維持管理というのは、どなたがどのように行っていますでしょうか。

令和5年度に660万円でバイオトイレが新築されているんですけども、昨年度の第2のふるさとづくり事業のイベントに参加された方から伺ったんですけども、トイレというのは使えなくて、下の駐車場のトイレまで行っていたというふうに聞いています。現状いかがでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 3番、島議員のご質問にお答えをいたします。雲根創造の森の既存施設の使用状況、維持管理、またバイオトイレの状況についてというご質問でございます。雲根創造の森の施設につきましては、村が整備した施設でありまして、これまで村において維持管理を行ってまいりました。設備のうち、アースオーブンにつきましては、イベント等での活用を進めており、「旅する生き物大学校」をはじめ、村民の皆様からの貸し出し希望に応じて、使用するところでございます。

またバイオトイレにつきましては、同様にイベントでの活用を予定しておりましたが、電気系統に軽微な不具合が生じたため、現在調整を進めているところでございます。復旧が整い次第、安全性を確認しつつ、今後のイベント等で適切に活用してまいりたいと考えております。

今後の維持管理につきましては、施設の利用状況等を踏まえ、必要な修繕や点検等、計画的に行いまして、地域の活動や交流の拠点として引き続き活用できるよう努めてまいりたいと思っております。以上、答弁といたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 結構トイレっていうのは、使えてた時期っていうのはいつからいつ頃まであったんでしょうか。

というのも、バイオトイレですので、中の菌とか生きてるものですので、世話っていうのも日々の手入れというのも、大事なのかなと思っていて。うちもコンポストトイレにしてるんですけども、毎日レバーで攪拌して菌に空気を送り、色々世話が必要なんですけれども。使えていた時期があったのかということと、あとアースオーブンの貸し出しというのは、村民の方には周知はされているんでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。今ご質問いただきましたバイオマストイレでございますが、故障した時期については、はっきりはしてございません。

ただ原因としましては、電気の供給に伴います、後付けで設置をしました安価な太陽光パネルで使用していたわけですが、それに不具合が生じまして、供給できない状況であったというふうに聞いております。

トイレが使えるよう、簡易的な応急対策を今後していく予定ですが、将来的に使用していくことを考えた場合、雲根地区創造の森全体の整備と合わせて、トイレや他の設備にも安全供給できる電力源の設備を考えていく必要があるというふうに確認をいたします。また、それぞれ状況を確認いたしまして、速やかに使えるよう進めてまいりたいと思います。

また「アースオープンの広報について」でございますが、こちらにつきましても各種イベントを通じて、広報等でも発信をしております。また、色んなお知り合いで、もしご使用したいという方がいらっしゃれば、またお知らせいただきたいというふうに思います。以上、答弁いたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 令和5年度の県の元気づくり支援金というのは482万3,000円交付されています。

創造の森での5回のイベントと、ピザ窯の上にかけたお屋根と、手洗い場で646万6,000円かかっています。

バイオトイレの660万円と合わせると、1306万6000円です。

ここから元気づくり支援金の482万3000円を引くと、824万3000円となります。

この差額には過疎債や一般財源が充てられています。

やっぱり活用されないのはもったいないというふうに考えますので、一般の方が気軽に利用できるように、これからも広報などしていただけたらと思います。

それでは次に、オフグリッドハウスについて伺います。

ZEB設計というのは、令和5年9月に495万円で建築事務所に発注をし、令和7年2月に設計が完了しています。

雲根の土を使った高断熱で、2組ほど宿泊できる村の施設であり、自然エネルギーを使う建物の設計であること。資材高騰等のため、建設事務費の増額が抑えられるように調整中で、早期に事業計画を示すことが9月議会で村長より答弁されています。

現在の状況はいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、島議員のご質問にお答えをいたします。現在のオフグリッドハウスの状況についてのご質問でございますが、オフグリッドハウスのZEB設計業務につきましては、令和5年9月に設計業務を発注し、令和7年2月に設計が完了したところでございます。

本事業は、建設費の財源を環境省の脱炭素先行地域事業交付金により実施する計画であるため、国の交付要件に適合する事業内容および事業規模とする必要があり、現在もその点を踏まえ検討を続けております。

環境省へ提出しています事業計画では、生坂村の脱炭素を象徴するZEB基準を満たす施設として、概ね5000万円規模の整備計画をお認めいただいております。

しかしながら令和7年2月に完了しました設計内容によれば、近年の資材価格の高騰等により、当初の想定を大きく上回る建設事業費が見込まれる状況となっております。

このため、村の財政負担を踏まえた調整が必要不可欠であり、事業規模の見直しを今進めているところであります。また、計画地である雲根地区は、いくさか創造の森の自然環境との調和を重視するエリアであることから、事業の趣旨を損なうことのないよう建設費を抑えつつ、コンセプトを維持できる見直し案を検討しているところでございます。

これらの状況を踏まえ、事業全体を総合的に判断した上で、今後の計画をお示しできるよう引き続き、環境省との調整や内部での協議を進めてまいります。以上、答弁いたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） ただ今、色々調整中で総合的に判断というご答弁をいただいたんですけども、例えばそのオフグリッドハウスが建ったとして、建設後ってというのは宿泊施設になるというような当初の計画だったんですけども、そのような施設の維持管理等というのはどなたが担っていく計画でしょうか。また、そのときの維持管理費というのは、どのように賄っていく、今の計画でわかるところで結構ですので、お考えをお願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、島議員の質問にお答えいたします。オフグリッドハウスの建設後の施設の維持管理費等についてのご質問でございます。

オフグリッドハウスにつきましては、先ほど申し上げました通り、現在建設内容や事業規模そのものを精査している段階でございます。

このことから建設後の施設の維持管理のあり方につきましても、事業内容の見直しに合わせて再検討が必要になるものと考えております。

施設の運営・管理方法につきましては、採算性を踏まえ持続可能な形で運営ができる管理方法や、管理体制を確保することが不可欠でありますので、引き続き複数の選択肢を視野に入れながら、検討を進めてまいります。以上、答弁いたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） それでは検討していただくということで。

次なんですけれども、今年度「絆づくり支援金」で、雲根常会の「生坂産ワインづくり事業」というのが採択されました。ワインづくり事業というのは、当初、合同会社H i T T i S Y Oが会社として行うとして、4月22日の市民タイムスでも報じられています。

第2のふるさとづくり事業で行われている、「旅する生き物大学校」のホームページでは、H i T T i S Y Oの社員である早瀬氏がワインブドウに対する思いを綴っていらっしゃいます。

H i T T i S Y Oが苗木450本を購入して、植樹イベントも計画されていましたが、天候不良のため中止されました。

会社の事業だと思っていたんですけども、広報いくさかで、絆づくりで雲根常会が認められたということで、会社の事業が雲根常会の事業になった経緯というのが、お分かりになったら教えていただきたいということと、あと絆づくりで書いてあった総事業費というのは、85万6931円というふうになってたんですけども、支援金30万円を引いた差額の55万6931円というのは雲根常会からの支出なんですか。

あとはその苗木というのも、雲根常会のものになったのでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。絆づくり支援金の、生坂産ワインづくり事業が雲根常会の申請になった経緯、また補助残、苗木代の支出についてのご質問でございます。

生坂産ワインづくり事業につきましては、令和7年度の絆づくり支援金事業として、雲根常会から申請書の提出を受け、同常会を交付先として交付決定を行ったものでございます。

雲根常会と合同会社H i T T i S Y Oとの関わりは、事業を行う上で両者により協議をして行っていると聞いております。

自己資金 55 万円ほどになりますが、事業申請者の雲根常会から負担していただくようになります。

当事業の内訳はブドウ棚に関する経費となっており、苗については事業費に含まれておりませんが、雲根常会と合同会社H i T T i S Y Oで協議して用意したと把握をしているところでございます。以上、答弁といたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） H i T T i S Y Oさんと雲根常会さんが協議の上というご答弁いただいたんですけれども、これはどなたのものになるんですか。

そのブドウを育てて、それが会社としてワインにして売っていくのかとか、雲根常会がワインにするのかとか、誰のものっていうので、絆作りの支援金をやはり交付するかしないかっていうのは違ってくるのかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。出来上がったワインとかの収入等についてですが、両者協議をしていただいていると思っておりますが、雲根常会のものになるというふうに理解をしております。以上、答弁といたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 創造の森の畑の管理であるとか、アースオープンとかの周りの管理をされている地域おこし協力隊の方とはお話したんですけれども、その方もどこからが民間でどこからが村なのかよくわからない、みたいなことをおっしゃっていて、私も今、質問わからないからしてるところなんですけれども、やっぱり見えにくいところがあるんですけれども、今現在民間で出資しているものっていうのは創造の森の中ではありますか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 申し訳ないですけど、細かいことになりますので、私の把握している範囲でお答えをさせていただきたいと思っております。

この生坂産ワインづくり事業でございますけれども、雲根常会とH i T T i S Y Oの中で協議をし

てブドウを植えたところについては、雲根常会の中で管理をして、雲根の住民の方が管理をしてもらったんですけども、荒れてしまうと。その中で雲根の常会の方々が、このまま荒れてしまうのは不甲斐ないということで、事業として常会長さんと雲根の常会とHITTSYOと協議をして進めたというふうに、私は理解をしております。

そして今後の維持管理につきましても、先ほど村長が答弁したように、オフグリッドハウス、創造の森事業の中にも関わるものでございますから、その進展に合わせまして、雲根常会と大好き隊員の隊員があの手管理しておりますので、その中で協議をしながら進めていきたいなというふうに、今の段階では私なりに考えております。答弁は以上であります。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） それでは雲根創造の森の色々な施設とかブドウとかにおいては、村の施設であるということと、雲根常会のものであるということで、会社のものはないという理解でよろしいでしょうか

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 先ほど総務課長が答弁したように、このワイン事業については、雲根常会が事業主体となっておりますので、雲根常会の関係、そして村で出資をした村で予算化して行ったものについては、村のものというふうに理解をしております。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） それで会社のものは、創造の森にはないということで理解を致しました。

それでは次の質問に移ります。各種交付金事業について伺います。

観光庁、第2のふるさとづくり事業について伺います。昨年度は、村実施の事業であったのに対し、今年度、生坂村観光協会が主体となっております。これは、どうしてでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 島議員の観光庁第2のふるさとづくり事業の、今年度、観光協会が担ったのはなぜかというご質問にお答えいたします。

令和6年度における観光庁の第2のふるさとづくり事業につきましては、村の事業として申請し採択を受けた上で実施してまいりました。

令和7年度の事業申請に当たりましては、観光庁から地域の観光振興に特化した取り組みとして、観光地域作り法人が主体となる形での申請が望ましいとの助言をいただいております。

こうした国の制度趣旨及び助言を踏まえ、村といたしましても、より専門性を生かした事業展開が可能となるよう、生坂村観光協会を事業主体として申請を行うこととしたものでございます。

答弁は以上です。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 観光庁からの助言によるというご答弁でした。今年7月に、事業費1100万円の委託先、あと講師決定までの経緯が分かる文書というのを公開請求したんですけれども、文書不存在通知が届きました。

村の観光協会というのは村長が会長を務められており、住所は役場で電話番号とメールアドレスは振興課になってます。国から交付金を受けて行う事業なので、こういう文書を出す、私は説明責任というか、義務があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 私の方から答弁させていただきます。以前、情報公開ということで請求をいただいております。しかしながら、公開請求していただいている先が村ということでございました。実際、公開できるところは村に限られまして、観光協会は対象になりませんので、今回公開をできませんでしたということでございます。以上、答弁といたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 総務課長からそのようなお話をいただいて、観光協会担当の役場の方にも伺って、振興課長の方から説明できるところは説明していただくということでお返事をいただいたんですけれども、その後経過がいただけてなくて。昨年度というのは村実施でありましたので、入札の経過が分かる文書というのを請求していただくことができました。昨年度の交付金というのは1500万円です。令和6年の7月号の広報いくさかで村がH i T T i S Y Oに委託をしていますというふうに書いてあったので、それをSNSに書いたところ、H i T T i S Y Oさんからクレームが来たということと同僚議員の方から言われまして、H i T T i S Y Oが1500万円丸取りしているしてるみたいに思われるというふうなことを言われたんですけれども。一応でも、広報いくさかに書いてあるのでというふうなことを言いましたら、「そうですか」ということだったんですけれども。

そこで請求をしてみて分かったんですけれども、開示された文書というのではPRガイド業務に100万円・企画監修業務296万円・調査分析業務に300万円とか、細かく1500万円が分けて入札というのがされていたんですね。

随意契約もあったんですけれども、相見積もりというのもありまして、相見積もり型で気になったところというのが、二つの企業からも相見積もりを取って行って、1個のところを取っているんですけれども、もう1個の相手方というのがそのH i T T i S Y Oを作った元協力隊の方が、元々持ってる会社というのが入っていたんですね。そうなってくると、なんで相手方をH i T T i S Y Oにしなかったのかなとか、これ入札に見せかけみたいにしてしまうというふうなことも思ったんですけれども。

その辺の見積もりについてというのは、いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問に対してお答えをいたします。この事業の見積もり、業者の選定の仕方でございますけれども、この事業は特殊な事業でありまして、この事業の見積もりをしていただける会社は少ないというような状況であります。

県内にも少ないですし、県外からも見積もりを徴したりとしております。

ですので、村としてはあくまでも、その事業を行っていく業者を決めていくには、ある程度色々な経歴とか、会社のやっている仕事の内容をしっかりと確認をしながら、見積もりを頂いていくわけなんですけども、その際に、見積もりは1社だけだと独占的になってしまいますので、今までやって頂いたところとかからも見積もりを頂くこともあります。

ですので、あくまで初めからやる業者さんを決めてやるなんてことは一切ございませんので、そのように金額が適正かどうかとかいう内容を確認するためにも、島議員が言われたような状況で入札を行っております。

したがって、島議員が今推測された、決まっているのではないかということは一切ございませんので、ご理解を頂きたいと思えます。以上です。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） ただいま副村長からご答弁いただいたんですけれども、客観的に見てどうかというところもあると思うんですね。実際に文書を見て、誤解をされるようなことというのはいけないと思うので。今回の村から観光協会に事業主体が移ったというのも、なかなかその公開請求が、もしかしたらしくくしてるんじゃないかみたいな気持ちにもなってしまうことがあると思うので、その辺は透明性を持って事業をしていただきたいなというふうに思って、客観的に見た感じたことというのを、只今伝えさせていただきました。

次の質問なんですけども、事業で実施されている「旅する生き物大学校」というのが、昨年度の取り組みが、観光庁主催の第2回サステナブルな旅アワード特別賞を受賞した。あとは一般社団法人日本旅行業協会の第3回JATA SDGsアワード環境部門での優秀賞受賞というのが、広報とか旅する生き物大学校のホームページなどでも掲載をされています。

詳しく見てみましたら、両方とも受賞者がクラブツーリズム株式会社になっているんですけれども、これはどういうことでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。受賞の理由についてというご質問でございます。

島議員ご指摘の通り、令和6年度に実施いたしました旅する生き物大学校につきましては、観光庁主催の第2回サステナブルな旅アワード特別賞、並びに第3回JATA SDGsアワード環境部門優秀賞を受賞しております。

応募手続きにつきましては、本事業にツアーリストとして参画をしていたクラブツーリズム株式会社が申請事務を担当した経緯がございます。そのため、応募書類や受賞に関する一部の表記に同社の名称が記載されておりますが、受賞の主体は生坂村であることを申し添えます。

村広報やホームページの記載は、こうした応募事務の流れを踏まえた表記であり、事業自体及び受賞の評価は生坂村の取り組みであるということでございます。以上、答弁といたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 1500万円とか1100万円とかの交付金をいただいてやっている事業なんですけども、受けてらっしゃる会社というのは残念ながら村の外の方達ですので、クラブツーリズムさんに頑張っていて取れた賞なんですけれども、村が主体でやってるんじゃないかな

っていうのを思って、質問させていただきました。

あと、11月号の広報いくさかで、旅する生き物大学校について書かれてたんですけども、参加者の方から、「村の方がその取り組みや内容について知ってるのかな？」というような質問があって、企画者側というのが、「そういう理解をしていただくまでには至っていない。」というお返事をされていました。

大きいお金が動いていることなんですけども、なかなかその村の方とかにも周知をされてない。その理解をされてなかったっていうことだともったいないな、ということもあって質問させていただいたんですが、この理解というところで、今回その取り組みとして「D A Oの活用」、なんか新たな計画が入ってまして。また、各業者に委託金が発生しているんですけども、その取り組みというのが見えにくいんですけども、私達議員というのも事業の効果っていうのを、妥当性なんかを決算審査なんかで審議したり認定をしたりするんですが、私達議員にもその内容っていうのがわかるようにはならないでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） それでは事業の内容説明についてというご質問にお答えいたします。本年度の第2のふるさと作り事業につきましては、生坂村観光協会が観光庁の採択を受け、観光協会が国から直接交付金を受け取り事業実施しているものでございます。

このため当該事業は村が実施する事業ではなく、また村から補助金を交付して行う事業でもないことから、村の一般会計特別会計における決算審査の対象とはなりません。

本年度の事業の概要につきましては、広報いくさかにおいて適宜情報提供を行っておりますが、事業の詳細な内容・実施状況・委託の経緯等につきましては、事業主体であります生坂村観光協会が責任、説明責任を負う立場になりますので、必要な情報につきましては観光協会にお問い合わせいただければと思います。以上、答弁いたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 昨年度参加した方から、こういう事業というのは村民の方が豊かになり、村がより良い形で存続することを目指していると思うので、実効性とか成果についてある程度評価した方がいいのでは、というようなご意見をいただきました。

昨年度というのは株式会社大光さんが調査分析業務を受けていらっしゃいます。

結果を分析した資料というのは何かあるのでしょうか。

それがまた公表されるということはありませんでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） お答えをいたします。評価いただいているその結果等につきましては、確認をいたしまして公表できれば公表するようにしてまいりたいと思います。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） ぜひ宜しく願いいたします。

それでは次に山村活性化対策事業について伺います。11月8日に補助金を活用したハンガリ

ーグルメ a n d カルチャーパーティが開催され、参加した村民の皆様にも好評でありました。そもそも生坂村がハンガリー村になった経緯というのはどういったことでしょうか。あとはハンガリー料理の開発が村の活性化に繋がると考えられた理由というのをお願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、島議員の質問にお答えをいたします。本村がハンガリー村になった経緯は、またハンガリー料理の開発が村の活性化に繋がると考えられる理由というご質問でございますが、このたび実施いたしましたハンガリーグルメ a n d カルチャーパーティにつきましては、多くの村民の皆さんにご参加いただき、好評をいただいたところでございます。

初めに本村がハンガリー村として関わりを持った経緯ですが、U A ゼンセン長野県支部の方との繋がりから、公益社団法人国際経済交流協会会長の米田健三先生をご紹介いただき、特色ある道の駅作りを進める一つの方法として、ハンガリー村に位置づけることをご提案いただき、当時のハンガリー大使との交流が始まったところでございます。

これまでは、道の駅いくさの里において、ハンガリーの文化等を紹介するパネルを設置するとともに、名産品の販売、かあさん家でのハンガリープレートの提供などを行ってまいりました。また令和6年4月には、道の駅いくさかの里およびハンガリー村5周年記念式典を開催し、ハンガリー大使などにもご参加いただき、その交流が深まっているところでございます。

これまでの交流を踏まえてハンガリー村という特色を生かしながら生坂村産農産物の利活用をさらに図っていくことで、基幹産業である農業の振興に繋がっているものと考えております。

ハンガリー料理は日本国内ではまだ馴染みが薄く、地方での提供はほとんどございません。そのため、生坂村産の農産物を活用した料理開発を行い、生坂村ならではの付加価値を乗せることで、村外への発信力を高めるとともに、来村動機の創出に繋がるものであると考えております。このように山村活性化対策事業では、村の農産物等を活用した新商品開発等を進め、地域資源の利用拡大を推進していきます。以上、答弁といたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 色々なところにパイプのある村長ならではのことなのかなというふうに思うのですが、説明いただいたときに相模女子大の教授とか大学生に委託をして、村の農産物を使ったハンガリー料理の開発、というような説明をしていただいたので、村の方はどこにということの思い、色んなところで将来の農地の考え方というのを聞き取って、色んな区で始めてくださってるんですけども、やっぱり担い手不足とか高齢化とか、困ってる方とかが結構いらっしゃるので、村の方に直接使えないかというところで反対討論をしたんですけども。皆さん、ハンガリー大使も協力して下さって、好評のうちに終わったということで、次の質問なんですけども、3年間の交付期間中に行う新商品の開発なんかの計画が、村の色々な団体の方にも委託されております。

人によっては結構な宿題をもらったというふう感じてらっしゃる方もいて、その団体メンバーというのが高齢化していて、計画を実施するのは難しいんじゃないかなってというような方とか。あとは決定してからお願いしますって言うんじゃなく、事前に話してもらいたかったなというふうなお声も聞かれます。

国の申請の問題もあると思います。何度も同じ質問になってしまうんですけども、事前に村民の方とお話をして、計画する体制っていうのが取れないでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、島議員の質問にお答えをいたします。事業の実施計画段階においては、その方向性や取り組み方法等について、国と何度も調整する必要がありますし、事業の実施にあたっては議会での議決が必要でありますので、議会の審議前に計画の詳細について、村民に周知や話し合いをすることは議会軽視にも繋がると考えております。

そのため、事業実施主体である村が、国の要綱、要領に基づき、取り組みの方向性として大きく3つの柱を軸として計画をしたものでございます。

時間の関係でそれは割愛をしますが、これらの活動を通じて、村民の郷土愛の醸成を図る他、新規参入者や二地域居住者等の関係人口の増加により、地域の魅力のブラッシュアップにより、今までにない生坂ならではの食と技を通じた賑わいのある地域社会の実現を図るということが、山村活性化対策事業における取り組みでございます。

これらの取り組みを実現するために、村内各団体等と緊密な連携を図りながら、事業を進めているところであります。

各団体でどんな取り組みをしたいのかなど、意向を聞きながら進めております。

よって、各団体に対して委託しているわけでもございませんし、宿題を与えているということではございません。各団体の実情や意向を踏まえつつ、地域資源の消費拡大や、付加価値向上等による地域経済の活性化に向けて緊密な連携を図りながら取り組んでいるものでございます。以上、答弁いたします。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 最後の一つ、竹林整備について入っていたんですけども、山村活性化対策事業で、色んな竹林の新商品の開発ということも考えられているんですけども、結構竹というのも茂ってしまっているとこも沢山あるので、何かその計画というのをされているところがあるかどうか、また伺いたいと思います。

これで私の質問終わります。

○議長（藤澤幸恵君） ここで休憩にしたいと思います。再開は14時10分とします。

---

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

---

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に、2番、望月議員。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 2番、望月一将です。通告に基づき、一般質問を行います。今回は、

村営バスを中心とした地域公共交通と脱炭素事業について質問いたします。

まず初めに地域交通。村営バス事業の財政負担と、県地域公共交通計画への対応について。村営バスは言わずもがなであります。高齢者、高校生を中心として村民の生活を支える重要なインフラでありながらも、人口減少や高齢化が進む中、その維持にかかる財政負担は年々重くなっています。

これは、本村だけが抱えている課題ではなく、全国的な問題でもあり、村長はじめ行政職員、また議会でも長年にわたり取り組んでいるものであることは承知しております。

そんな中、長野県の阿部知事は講演会や各地での発言の中で、「地域交通は必ずどうにかする」「地域交通は県として絶対に守るべき分野だ」といった趣旨の発言を繰り返し強調されています。

私も本年8月に飯田市で行われた、商工会青年部主催の阿部知事を招いた講演会に参加した際に、同じ趣旨の発言を聞きました。

さらに、筑北村においても新村長がフルデマンドバスの導入を明言し、これまでの地域交通を抜本的に見直す姿勢を打ち出しています。

つまり今、地域公共交通は「縮小」の議論ではなく、「どう立て直すか」や「どう持続可能にするか」という段階に全国的に入っていると受け止めております。

そうした中で、本村の村営バス事業は、令和6年度決算において年間約4000万円を超える税金投入を前提とした、恒常的な構造赤字の状態となっています。

この現実を踏まえ、当村の地域公共交通を今後いつまで、どの形で、どの程度の財政負担を前提に維持していくのか。こちらについて、5つの質問を順次伺ってまいります。

まず1つ目の質問であります 財政負担の認識について。

先ほど申し上げました、年間約4000万円に上る構造赤字について、村としてどのように認識しているのかお答えいただきたいです。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 2番、望月議員のご質問にお答えをいたします。村営バス事業の財政負担と県地域公共交通への対応についてということで、6年度の決算における歳入歳出の状況と、一般会計繰入金の財政負担についてのご質問でございます。

本村の村営バス運行事業でございますが、望月議員ご指摘のとおり、村内の重要な公共交通機関であり、交通弱者である村民の通院、通学、通勤の重要な移動手段として、これまで乗り継ぎの改善など、利用者の利便性の向上や利用者ニーズへの対応を図りながら、必要な経費節減や効率的な運行に努めてまいりました。

しかしながら、利用者の減少による料金収入の減少や運行経費の増加などの影響から、議員ご指摘のとおり、令和6年度決算においては一般会計繰入金として4000万円の財政負担を実施しております。

しかしながら、この運行経費不足分に当たる繰入金につきましては、これまでも国の特別交付税によりまして、8割ほどが交付税措置をいただいているところでございます。

人口減少、利用者減少が続く中、村営バスの維持に一定の財政負担を要することはやむを得ないと認識をしておりますが、村としても持続可能な仕組みへ移行していく必要性を強く感じているところでございます。

しかし、その一方で、住民の移動手段を確保することは、村の生活基盤を守るという重要な行政責任でもあるため、利用状況と財政負担の両面を丁寧に見ながら、村として最適な交通の形を探

ってまいりたいと考えます。以上、答弁いたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございました。総務課長おっしゃるように、公共交通でもありまして、やむを得ない負担でもあり、将来的には是正・縮減すべき財政構造という、難しい形の見解だとは思いますが。

また、その繰入金の8割が措置があるということ踏まえたとしても、こういった恒常的な構造赤字というものをずっと続けていくということは、無理があるかなと。

このまま野放しにしていく状態ではないかなというふうに私も認識しております。

そこで2つ目の質問に移ります。県の地域公共交通計画、こちらは令和6年度から令和10年度といったところで計画されているものなのですが、生坂村が参画をどのような形でしているかについて質問いたします。

先ほど申し上げた「長野県地域公共交通計画」に関して、本村はどのような参画の実態をしているか教えていただきたいです。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 望月議員のご質問にお答えをいたします。「長野県地域公共交通計画」における村の参画状況というご質問でございます。望月議員ご指摘の長野県地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画として、令和6年6月に策定をされております。

行政や交通事業者などの関係者が共通の認識を持ち、一体となって取り組む具体的な政策、役割分担や推進体制等を示しているもので、当村におきましても「松本地域公共交通ネットワーク」としまして位置づけられております。

また、この計画に基づいた「松本地域編」の更新について、当村を含む関係機関、関係事業者等が現在協議がされておまして、その中で県独自の新たな支援制度についても協議がされている状況ということでございます。以上、答弁いたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。先ほど総務課長の答弁のところで、参画はしており、具体的な支援制度というものも今協議をしている最中ということなのですが、こういった支援制度があるのかということと、村としては、参画するときどのような意見や要望を提出したりしているのかということ、答えられる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。先ほどご説明をいたしました県の支援制度の内容についてですが、まず現在、先ほども答弁しましたとおり、この県の公共交通の計画の中に「地域部会」というものが設置をされております。

それぞれの10広域に分かれまして、私達ですと松本地域ということで分科会が設置をされてお

りまして、対象となる市町村・公共交通がそれぞれ今協議を実施しているところでございます。この松本地域におけるそれぞれの市町村の、こういった公共交通、バス路線ですとか鉄道ですとか、そういったものも含めて、今後の地域公共交通のあり方について今協議がされております。その計画の中で、それぞれバス路線等については「質の向上」を謳われておりまして、「保障すべき移動」ということで、通院、通学、観光、この移動についての保障をすると共に「保証すべきサービス」、品質保証としまして、ダイヤ、便数、また決済環境ですとか情報提供等といったものが項目に掲げられておりまして、それぞれの公共交通の中でこれに近づくものを要件として今協議がされております。

この県の計画の指針に沿ったそれぞれの市町村の路線について、補助要件として認められていくというような、協議がされているところでございます。

細かなところにつきましては割愛をしますが、現在はそのような状況で進められております。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。今どのような話合いがされていて、今後どのような支援が本村に適用されるかというところはまだ見えてこないというような感じだとは思いますが。こちらに関しては、4つ目の質問で関連するところもあるので一旦置いておいて、3つ目の質問に移りたいと思います。

質問3です。来年度予算と赤字縮減方針について質問させていただきます。

本村ではデマンド型運行の導入や路線や本数の見直しを行ってきていると理解しています。

村長はじめ行政職員と歴代議会の間でも議論が積み重ねてきておるとことは十分承知している中ですが、その結果としても、年間の構造赤字はやはり解消されているようには見えません。令和7年度の予算では、縮減目標をどのように設定して、こうした赤字を是正していくのか、村の方針がもし現状でありましたらお答えいただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番、望月議員の質問にお答えをいたします。公共交通の赤字縮減に向けた方針の有無についてのご質問でございますが、令和8年度に向けましては、需要に応じた運行の効率化とサービス水準の維持について検討・協議を進めるものとし、直接的な住民生活への影響も大きいことから、急激な変更ではなく、住民の皆様の声をしっかり伺いながら、どこにニーズがあり、どこに改善の余地があるかをしっかり見極めた上で、段階的に見直し案等を整理し、慎重に方針を定めていきたいと考えております。

現状ではこのような状況でございます。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。村長の答弁の中で、村民の暮らしのことも一番に考えるというところで、急激な変更ではなく段階的な措置をとっていくというような形で、来年度予算も進めていくといった内容の答弁だったかと思っております。

確かにおっしゃる通りかと思っております。すぐに構造的な赤字というのは、どうにかなるという問題でもないですし、やはり地道な方向性の見方というところで進めていくことが一番かなと、私も思います。

次の4つ目の質問なんですけれども、こちらは先ほど2つ目の質問、県の交通計画に関連するところでもありまして、「広域連携」ですね。

先ほど総務課長の答弁で、地域部会は本村は松本市の部会に入っているというところではありましたが、私もこの地域公共交通計画を読ませていただいて、広域連携について、安曇野市の各駅であり、あと明科駅が主だとは思いますが、こちらの広域連携や県制度活用に関する検討という状況について質問させていただきたいです。

県の計画では、鉄道駅を核とした広域連携型の公共交通体系が打ち出されています。

安曇野市や明科駅との接続強化について、これまでどのような協議や検討が行われてきたのかというところが1点目の質問です。

またあわせて、仮にこういった広域連携が進んだ場合に、この構造的な4000万円を超える赤字がどのように軽減されていく見通しなのか、そういった試算というものは、仮には何かありますでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 望月議員のご質問にお答えをいたします。広域連携、安曇野地域また明科駅等と、県の制度活用に関する検討の状況というご質問でございます。

公共交通の広域連携は、利用者の利便性向上と運行効率化において非常に重要であり、安曇野地域・明科駅との乗り継ぎ改善につきましては、これまでも関係自治体、交通事業者と情報連携を行っております。

県制度の活用につきましても、先に答弁しましたとおり、現在検討・協議がされておりますので、この状況に留意をして協議に参加してまいりたいと思っております。

また、この広域連携に通じまして、今後の財政運営、財政負担についての見通しということでございますが、現在、今の交通ルートを維持・継続することが主眼でございまして、この協議の中で改善するもの、見直しができるものについて、重ねて協議をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。県の計画というのも令和6年度から令和10年度までのものということで、まだこの段階ではなかなか支援制度だとか、こういった内容で進めていくかというところが見えてこないかとは思っています。

引き続き、こういったところに参画はしていくと思いますので、もし県からの支援制度があるというのであれば、最大限に活用できるように進めていただきたいと思います。

地域交通に関して、5つ目の最後の質問に移ります。最後は、持続可能性と将来像についてです。

本村は、村営バスの事業を現状で何年先まで、どの形で、年間いくらかの財政負担まで許容できるのかといった、明確な出口像と申しますか、ビジョンというものを持っていますでしょうか。こちら答えられる範囲で結構ですので、お答えいただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の質問にお答えをいたします。通告では「公共交通の持続可

能性に向けた改善提案」というご質問でよろしいでしょうか。はい。

公共交通を維持しつつ持続可能にするためには、これまでもデマンドバスとの連携や、高校生の登校ニーズに合わせた時刻調整、部活帰りの高校生に向けた最終デマンド便の運行、高齢者の通院需要に応じた運行、予約システムの簡便化など、利用者目線の改善を進めてまいりました。

今後も地域の実情に即した持続可能な交通体系を構築するため、移動ニーズの実態調査、民間交通サービスとの連携、利用者の意見を反映したダイヤ見直しなどを継続するとともに、費用負担を抑えつつ利便性を維持する方法、改善策を検討し、住民とともに次世代につながる公共交通を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。ちょっと私の方で質問の趣旨がずれてしまいました。

申し訳ございません。村長に答弁いただいたように、費用プランですとか、住民の利便性に即した形で今後も運営をしていくといった内容の答弁だったかと思えます。

こちら先ほど申し上げたように、一朝一夕で片付く問題ではもちろんないので、引き続きの議論や研究等が必要かと思えます。

その中で、もし可能であればお答えいただきたいのですが、村長が持っているビジョンといいますか、先ほど私は質問してしまったんですけども、今までの形でいくのか。また新しい何か違うアイデアを持って地域交通というものを進めていくのか。

またあと、財政負担というのはどのくらいまで許容をしてもいいのかというようなところで、もし村長のお考えが聞けるのであれば、お答えいただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の再質問にお答えをいたします。本当に一朝一夕にはなかなか結論は出ないわけございまして、今までは村営バスとして定時定路線バスとデマンドバスを併用して行ってまいりました。

平成22年度頃から地域公共交通の関係の補助事業をいただいて、検討・協議を重ね、今の形にさせていただきました。

今後も、この定時定路線バスの犀川線とセミデマンドバスで「いくりん」を運行するのか、また先ほどから答弁をさせていただきました安曇野市等との広域連携についても、松本地域3市5村で県からの指示で議論も進めているところでございます。

そういうものも加味しながら、村民の皆さんの生活の足を守っていくのは行政として大事な役目でございますので、生活基盤をしっかりと整えることは、交通不便者の立場の方もしっかりと守っていかなければなりませんので、そういう点で新しい形になるのかは分かりませんが、今までの形を維持しながら、さらに利便性の向上を目指していきたいと思えます。

また、財政負担に関しましては、これ以上の財政負担を増やすことは私としては考えておらず、この財政の中で、まずは8割、特別交付税でいただいておりますので、そちらの方と、また公共交通の関係は国土交通省で、今回8月に議員の皆さんと要望をさせていただいた内容もございません。

そちらの方も信越運輸局と協議を一度しておりますので、そういう点も加味しながら、村にとつ

てより良い公共交通を進めていきたいと思ひます。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。村長の答弁、おっしゃる通りだと思ひます。

早期に新しい形でやるのか、現状のような運行で進めていくのかといったところも含めて、大きなビジョンですとかプランを村長の方から示していただくことで、私たち議会からも効果的な提案もできるかと思ひますので、県の交通計画も十分に活用して、将来世代への負担が少しでも軽くなるような施策を期待します。

これで地域交通に関する質問は終わりにします。

では次に、脱炭素先行地域事業の今後の方向性と、事業規模の適正性について質問いたします。

私は9月にもこの脱炭素先行地域事業について質問をしており、この事業に対する村長の認識や考え方については十分理解しているつもりです。

ただし、来年3月の当初予算の審査を見据え、ここで改めて大きな枠組みで、本事業の方向性について確認しておく必要があると考え、本日改めて質問をさせていただきます。

この事業は当初より、「世界は脱炭素へ向かっている」という主旨の前提の下で構想され、本村にとっても将来成長分野への先行投資として説明されていると認識しております。

しかしながら現在、世界・国内ともに、脱炭素を理念優先から採算性重視へと見直す動きが明確になってきているように私は感じます。

昨日、定例会開会の挨拶において、村長は「本事業を、将来村民が安心して暮らせる村づくりのための脱炭素事業であり、将来世代につなげるための施策である」という趣旨で位置づけられました。

本日はまさにその将来世代の安心という観点から、以下6点、質問させていただきます。

1点目、世界における脱炭素政策の再検証・縮小の動きについて。

ここ数年で世界では、BP（英国石油）ですとかシェル石油、またデンマークの再エネ大手のオーステッドなどの大手企業が、再エネ事業の縮小や見直しを相次いで発表しています。

こうした世界的な脱炭素関連事業における再検証の動きを、村としてどのように認識しているかお答えいただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の質問にお答えをいたします。世界における脱炭素政策の再検証・縮小の動きについての質問ではありますが、世界各国では脱炭素政策そのものの方向性は維持しつつも、エネルギー安全保障や物価高騰の影響を踏まえ、政策の手法や投資規模について再検証を行う動きが見られております。

このため、一部の国では補助制度の見直しや事業の縮小なども報告されておりますが、これは脱炭素政策の後退というよりは、持続可能で実効性の高い政策へ調整する段階に入っているものと私は理解しております。

本村としましても、こうした国際動向を注視し、無理のない範囲でこの事業を進める必要があると考えております。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。村長答弁ありますように、私が先ほど申し上げた再検証の動きというものの捉え方が、村長の方では、また新しいフェーズに移って、これから絞り込みが始まっているというようなご回答だったかと思えます。

ただ、実際に企業が採算で撤退しているという現実は、全てではないにしても、事実としてはありますので、こちらは別物として整理したほうがいいのかなというのが私の認識であります。

2つ目の質問が、今度国内の動きとしてありますので、こちらへの再質問はなしで2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は、日本企業と自治体での撤退や規模縮小の事例についてです。

国内においても、再エネや脱炭素関連事業について、撤退や規模縮小の判断が相次いでいます。また、金融面においては、三菱UFJフィナンシャル・グループが脱炭素分野への投融資について、より厳格に採算性重視で判断する姿勢へ転換したという報道も、今年の3月に報道で私も目にしております。

こちら先ほど村長が答弁していたように、「見方を変えれば実効性のあるものに絞っている」というようなフェーズとしての受け止めもできると思いますが、私の感覚としては、これは日本国内においても「脱炭素＝無条件に資金が集まる分野」ではなくなっているという変化であると捉えております。

先程と重複してしまうかもしれませんが、こうした動きを本村の60億円の事業とどう結びつけて認識しているのかをお答えいただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の質問にお答えをいたします。日本企業や自治体で見られる脱炭素関係の撤退・規模縮小の事例についてのご質問をいただきました。

国内外の脱炭素政策では、コスト上昇や技術面の課題により、企業や自治体で見直しが進んでいる事例が、今議員ご指摘のとおりでございます。

脱炭素先行地域においても、事業内容の調整・縮小を行ったケースも見受けられます。

生坂村におきましても、こうした状況を十分に理解した上で、財政負担を適切に抑えながら、村の将来に必要な部分に重点化して事業を進めることが重要と考えているところでございます。

現在進めておりますPPA事業についても、村民説明会や外部評価委員会の意見を踏まえながら、村の規模に見合った投資となるよう、毎年度精査をして進めているところでございます。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。こういった国内外の動きに関して村長の方も十分理解をしており、重点化といった言葉もございました。

こちら重点化に関しましても、また最後の方で質問をさせていただきたいので、私がこの2番目の質問の中で感じていることというのは、三菱UFJというのは国内最大のメガバンクでもありまして、やはり資金を出す側が採算で判断をしているという構造は目を背けられない状況かなと思います。

そういった事実を残しまして次の質問に移りたいと思います。

3つ目の質問が、世界が脱炭素に向かっているといった認識に現在の潮流との整合性についてです。

また同じようなニュアンスの質問になってしまうかもしれませんが、お答えいただければと思います。

村長はこれまで様々な場面で、世界は脱炭素に向かっているといった趣旨の発言を繰り返し述べてこられました。

しかし現実には脱炭素事業に関して、先ほども申し上げておりますように、企業は縮小傾向が見えてきましたし、金融は採算重視の方に舵を切っており、自治体の訪問事業の見直しをするところも見えてきております。

こうした現実というかを前にしても、世界は向かっているといった認識に、修正は一切必要ないとお考えなのか、お聞きしたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の質問にお答えをいたします。脱炭素に向かっているという認識と、現在の潮流との整合性についてのご質問でございますが、脱炭素に向けた世界の長期的な方向性は変わっておらず、再生可能エネルギーの導入や省エネの推進は依然として国際的な共通課題となっていると考えております。

その一方で、政策の実施方法や投資のスピードについては、各国がそれぞれの経済状況やエネルギー事情に応じて調整を行っているのが現状であると思っております。

こうした世界的潮流を踏まえ、生坂村としまして方向性は確実に維持しつつ、財政的、技術的に実行可能な範囲で着実に進めるという姿勢が適切であり、現在の世界の動きとも整合するものであると私は認識しております。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。基本的な方向性は変わらないとしつつも、やはり財政やそういったところを、実行可能な範囲かどうかというものを判断して進めていく、というような内容の答弁だったと思います。

私も意見は同じでありまして、進め方や規模やスピードというものは、見直す必要がある局面に来ているのではないかなとも感じております。

その中で次の質問なんですけども、こちら近隣の現状をもとに質問させていただきたいです。

4つ目が、松本市乗鞍地域の事業の辞退決定についての評価です。

近隣の松本市乗鞍地域では、脱炭素関連事業について実際に事業辞退の判断がなされました。

こちらは今年の1月に松本市議会です承をされ、最終決定がされたというふうに理解しています。

この判断を村としてどのように評価しているのか。またこの事業から本村が学ぶべき点というものが存在しているのか。2点をお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の質問にお答えいたします。松本市乗鞍地域が脱炭素先行地域から辞退された件について、どのように受けとめているかというご質問でございますが、他の

自治体の取り組みや判断につきましては、それぞれの事情や背景があるものと理解をしており、当村として一概に評価を申し上げる立場ではないと考えております。

地方自治体はそれぞれが地域の実情に応じて最適な判断を行うものですが、まずはその自主性を尊重することが大切だと考えております。

また、事業実施の経過や検討内容など、詳細な事情を十分に承知しないまま評価を行いますと、かえって誤解を招く可能性もございます。

いずれにいたしましても他自治体の取り組みをとやかく申し上げるよりも、必要に応じて情報共有を行い、得られる教訓があれば、お互いに取り組みに生かしていく、そうした前向きな姿勢を大切にしたいと考えております。

当村としましては引き続き選定を受けました脱炭素先行地域の計画を着実に進め、地域の実情に合った形で取り組みを推進してまいります。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。村長おっしゃる通り事情が異なりますし、本村とは単純に比較もできないというようなご回答だったと思います。

またこういった公の場で、他の自治体の事業に関して、何か意見をするというようなことに対しましても、村長の判断は正しいかなと思います。

私の質問がちょっと悪かったかなと反省します。

ただ公の発言であろうとなかろうと、少なくとも他の自治体が見直しをした事例というものが、近くにありますので、おっしゃられているように情報共有もということも、そういったところにかかってくると思います。

少なくとも本村とどこが違って、どこが共通していて、どういうわけ道があったのかといったところの整理は、村長だけでなく議会の方でもここにしていくべきかなと。そういったことを整理していくことによって、成功事例も失敗事例も色んなところで学べるのかなと思っております。

次に5つ目の質問に移ります。生坂村の60億円規模の計画は、現状の潮流の中で適正かについて質問いたします。

脱炭素を取り巻く前提条件そのものが、先ほどから申し上げている通り、大きく揺らいでいると私は感じております。

生坂村においても、6年間で60億円規模の計画が進められているというところで、現在の情勢を踏まえても、まだ適正だと断言できるのかといったところを、先ほどの質問と重複するかもしれませんが、適正と断言できるかどうかということをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の質問にお答えをいたします。本村の脱炭素先行地域作り事業の事業費は適正かというご質問でございます。

本村の事業計画に関する費用効率性については、環境省より毎年度指標に基づく確認を受けながら進めているところでございます。

また、大規模インフラにつきましても、個別の収支計画や投資回収期間を検証し、村民負担とのバランスを確保する必要があるかとございます。

資材高騰など外部環境の変化も踏まえ、事業費の適正性については随時見直しを行い、必要に応

じて事業規模の調整を行う方針で進めているところでございます。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。答弁にありましたように、環境省ともしっかりと綿密に連絡を取って、随時予算規模なり事業計画の内容を見ているというところで、一つそこは答弁いただいて、私は安心しているところではあります。ただこういったところで、合わせて確認したいことがあります。令和6年の3月定例会において、島議員がこのような趣旨の質問をしました。

いくさかてらすが万が一立ちゆかなくなった場合に、村が損失補填を行うのか。

こういった趣旨の質問に対し答弁内容が、損失補てんは考えていない、というものでした。こちらはYouTubeで確認をしたものなんですけれども、この答弁の認識に現在も変わりはないということでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

株式会社いくさかてらす然り、今経営が成り立っているところでございますが、今後はどうなるか誰もわからない状況でございますが、村としては損失補填しないということで、考えております。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。3月の島議員の質問と重複することで申し訳ないのんですけれども、再度私の方から一点、ここに関して質問させていただきたいです。

仮に事業が想定通り収益を上げられなかった場合に、その追加負担というものは、最終的にどこがどの範囲までを想定しているのかというところ。例えば村が負うのか、いくさかてらすが負うのか。それとも最終的に一般会計が負うのか。こういったところで想定しているところがありましたら、お答えいただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えいたします。追加補填がもし発生するようなことがあれば、私の考えですけど、当然株式会社いくさかてらすと役員の皆さんで補填するのが普通でございます。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。先ほど補填を負うのがどこの範囲かというところですが、やはり私も議員活動の中で、多くの村民からこういった質問を結構聞くので、答弁いただけて今回良かったかなと思います。ありがとうございます。

続きましてこちら最後の質問に移ります。こちら最後の6番目、規模縮小、重点化、再検証の選択肢の有無について、先ほど村長の答弁の中でも出てきました重点化といった内容のものも含

まれています。

こちらは私が今回の脱炭素の事業に関する質問の中で、最も重要な点と位置づけております。今後採算性の悪化や金融環境の変化があった場合でも、規模縮小、重点化、再検証という選択肢は現実的に確保されているのか。こちらお答えいただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 望月議員の質問にお答えをいたします。規模縮小、重点化、再検証などの選択肢の有無についてのご質問でございます。

本村としましては、脱炭素先行地域作り事業を進めるにあたり、財政シミュレーションによる将来負担を常に確認しながら進めております。

その結果、状況に応じて、規模の縮小、重点化、段階的な導入、再検証による計画内容の見直しなど、必要に応じて検討することとしております。

また地域活性化起業人の活用など、国県の支援制度を最大限活用しながら、村民の利益とCO<sub>2</sub>排出削減効果の両輪両立を図り、事業リスクを最小限に抑える形で事業を進めてまいります。以上、答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。今までも財政シミュレーション等で確認をして、しっかりとした事業運営をしてきているという答弁であり、必要に応じて規模縮小や重点化、再検証というものも判断をしていくというような答弁だったかと思えます。

やはり、状況判断ができるようなシステムというか、そういうものが今確保されて、必要に応じて判断をしていくというようなお考えがあるというところで、とても私は安心をしました。

やはり止められないような事業とか、ブレーキを、止まれる仕組みというようなものが用意されていないと、この予算規模からしても、とても大きな事業ですので、そういったお考えが村長の中であるということ、今回確認ができたというところは、大変有意義な質問だったかなと思えます。

ちょっと否定的な質問にはなってしまいましたけれども、成功に向かうことには異論はもちろんございませんし、これまでの議会の議決というものも、私は尊重していきたいと考えています。

重点化や再検証といったものも視野に入っているというような状況であるのならば、私も安心して、またこういった事業で力になれるところ、といったものも探っていきたいと考えております。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） ここで休憩にしたいと思います。再開は15時15分とします。

---

休憩 午後3時03分

再開 午後3時15分

---

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に、7番、平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番、平田勝章です。一般質問を行います。

今回は、道の駅の駅前荒廃地の今後の利活用について、質問したいと思います。

道の駅「いくさかの郷」前の荒廃地は、現在の道の駅建設にあたり、現在の荒廃地を予定しておりましたが、この土地の一部の反対者などもあって交渉がうまくいかず、現在の道の駅に変更された経緯があります。

道の駅「いくさかの郷」は開業されてから5年が経ちますが、道路前の荒廃地は5年もの間改善されず、葎などが生い茂り景観も悪く、村の中にも何とかならないかなどの意見もあります。現在道の駅の駐車場は、ブドウの時期には車が駐車場に入れず、中学校や役場などの臨時駐車場を利用するようになっております。お客さんは道の駅まで歩道を歩かなければなりません。また職員をはじめ、多くの人が交通整理に当たっておられます。

そこで、道の駅前の荒廃地の利活用について質問いたします。道の駅前の道路を挟んで向かい側は、荒廃地では環境的にも良くないので、整備が必要と考えるが今後どうしたいのかについて、村の考えをお聞きしたいと思います。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 7番、平田議員のご質問にお答えいたします。道の駅の道路を挟んで、向かい側の荒廃地についての今後の村の考え方でございますが、ご指摘の荒廃地は、道の駅を訪れるお客様からの改善要望が寄せられていることを把握しております。

村としましては、道の駅の賑わいを持続させるための重要なエリアとして位置づけており、将来的な利活用に向けて前向きに検討を進めています。

具体的には、ピーク時の駐車場不足の解消策としての拡張の可能性、観光案内、農産物販売、体験スペースなどの交流拠点としての活用、緑地や休憩スペースの整備による景観改善などの方向性が考えられます。

ただし、土地が複数筆で所有者も多いことや、湿地部分があるなど、整備には費用や期間が想定以上に必要となる可能性があります。

そのため村としては、所有者の意向確認と活用イメージの整理を進め、財源確保も含め、計画的に進めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 村としても何とかしたいということだと思っておりますけれども、細かくいうと問2の質問に入りますので、そこで質問したいと思います。

道の駅前の道路を挟んで向かい側の荒廃地は、それぞれの面積が小さく、また先程言われたように何筆にも分かれております。現状は、中には草刈りも大変なので早く譲りたいという人もおります。できればそういう人から安く購入して、徐々に実績を広げていくことも考えられますが、このような考え方で進めることはできないでしょうかについて質問をいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、平田議員のご質問にお答えをいたします。譲渡意向のある土地購入をして、徐々に実績を広げていく考えのご質問でございますが、譲渡意向のある土地について村が先行して購入し、順次整備を進めるというご提案は、非常に現実的な方法の一つと考えております。

一方で周辺地は、先ほど振興課長が言われた通り、筆数が細かく、また土地所有者の意向もそれぞれ異なるため、一部の土地だけを取得しても面的な整備が難しい場合があるという課題もございます。

そのため村としては、地権者の意向を丁寧に把握すること、全体像を見据えた土地利用計画の作成、整備する範囲の優先順位付けを行いながら、取得が可能な土地から順に整備実績を積み上げていく方向性も検討してまいります。

地権者と村が協力し、長期的に段階的な整備を進めることが最も現実的と考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） まずは細部から言いますと、道の駅の前の田んぼについては、まだ地権者もそのままですので、難しいかもしれませんが、それ以外のところについては、亡くなった人がいて次の子供が受け継いでいるところもおります。

それから、その田んぼの持ち主の弟の方も今あまり体調が良くなく、跡継ぎもいなくなったというようなところで、5年前に比べると状況が変わってきていると思います。

そういう中で、私が先ほど言ったように話をして、筆数も10何軒とかあると思うんですけども、今でも多分1人2人の人の反対があるかもしれないのですが、後はほとんどの人は、もう草刈りも大変で譲りたという人がほとんどです。

たまたま私の新宅の土地も、こっちにいる人がいなくなったものですから、できれば処分をしたいという意向でありますので。

そのようなところから考えると、村長の答えも今あるのですけれども、もうちょっと積極的に進めても、あそこも非常に必然であるので、普通の公共事業にしても同じ値段で買う必要もないような気がするんですが、その辺でもう一度村長のお考えをお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。振興課長もお答えしたように、所有者の意向の確認、また活用をどうするか、この次の質問にもございますが、そういう色々な要素を検討して方向性を見出してからでないと、ただ譲っていただけるから、お安く購入できるから、それだけではいけないと思うんです。

購入した後、どのようにその土地を活用していくかということ、方向性を議会の皆さんとも協議をしながら決めさせていただいて、それから購入になるかと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほどの次の質問をしますけども、先ほど言いましたけども、あの土地は結構湿原になっていて、他のものが実際には作物が作れないというのは現状であります。そのようなところから、できれば埋め立てて道の駅の駐車場にする方法もありますし、それから農産物っていうのもありますし。

最近では道の駅に来られて、お客さんがその体験農業というか、摘み取りだけでもやりたいっていう意見を聞きます。

それから今年は度々ですね、おやきの予約で整理券を持って、なかなか自分のとこに来ないもので、あの辺のところを整理券持って歩いてる人が結構います。

たまたま私がそういうのを見かけて話をしたら、一つは生坂のところでは歴史の話は聞きたいとか、自然でいいねっていう話と、先ほどのちょっとそこへ立ち寄って、難しいかもしれませんが、イチゴの摘み取りとかね、そんなものが一画でやって、その時間を少しでも過ごせればいいなっていう意見も聞きました。

そのようなところで、確かに駐車場としての活用もありますし、目の前の田んぼの持ち主は売ってというのはまだ難しいような話で、貸してもいいよという意見を聞きました。

ただ相続を見る人がなるべく関わりたくないというような噂話も聞いてますので、その人が亡くなったたりした場合は、余計にその話がまた難しくなるのかなというようなことも思いますので、ある程度今から動いた方がいいんじゃないかな、というように感じていますので、その辺も含めてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えいたします。平田議員も良く内情をご存知かと思えます。

私もある程度そのようなお話は聞いておりますが、先ほど申し上げました通り、譲渡したい方も村に直接お話に来ているのも現状です。

財源の確保もありますし、その後利用も考えなければいけませんし、筆数が多いものですから面的に購入して、その後の整備に繋がるかどうか。いろいろな検討もしていかなければなりませんので、いい土地ですので、道の駅いくさかの郷の前ですので、村としても、利活用する部分は十分あると思いますので色々と検討をしていきたいと思えます。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） この質問は前もしたのですが、あれから早いもので5年経ったということで。今の条件を考えると、なるべく早めに動いた方が実際には実行に移しやすいのかな、なんていうふうに思ってますので、ぜひ早めに検討してもらいたいなというふうに思えます。

次にやまなみ荘の太陽光装置の故障というか、やまなみ荘も実際に議員の吉沢さんが一般質問で前にやられてから、もう15年経つんですね。やはり15年経ったら、あの頃やったやまなみ荘の太陽光発電、それから小学校の太陽光発電、また中学校の太陽光発電と、意外と過ぎてみれば早いものだなと思っているうちに、結構そのパワーコンディショナーっていうのですかね、意外と壊れやすいというような話も出てきました。

その中で今、太陽光を電気料にして恩恵はあると思えますけれども、今度は故障する。こういうパワーコンディショナーというのは、30万だ50万だとかするようなんですけれども、そうい

うようなものもこれから壊れる可能性もあるのですけれども、そのようなことから、第1問には電気が供給されなくなった期間はどのくらいでしょうかということ、これは吉沢議員の肝いりの質問だったと思います。

そこで太陽光発電が完成したと思ってますので、電気料もその頃にはいくらかでも運営についてプラスになったと思いますので、その第1問について質問したいと思います。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 7番、平田議員のご質問にお答えいたします。太陽光発電の電気が供給されなかった時期というご質問でございますが、令和6年3月から7月までの約5ヶ月でございます。この間、キュービクルとの連携の不具合が原因で電力供給が行われておりませんでした。

通常ですと停電があった際など自動復旧しますが、今回は自動的に復旧が行われておらず、中部電気保安協会による定期点検で停止していたことが判明し、手動により直ちに復旧作業を実施したところでございます。

復旧後の発電量は許容範囲で推移しておりまして、現在も問題なく稼働しております。そういった状況ですが、定期的に確認するなど再発防止に努めておるところでございます。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） たまたま私も監査で、電気が、小学校・中学校もそうですけども、中電から買う電気と太陽光とどのくらいの割合であるかなってというようなこと言ったら、ちょっと不具合があったってというような話がありました。

6ヶ月間ということでありましたけれども、そういう電気のこと、中身がよくわからないのですが、中電との関係というのは、これからもいくさかてらすの場合でもそういうようなことが出てくるのですか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） いくさかてらすの関係ですので私の方からお答えをさせていただきたいと思います。今言われたように公共施設にパソコン等を設置しております。今現在は、いくさかてらすに技術者がおりまして、その技術者が停電の際には確認をしております。復旧を手動でするものと自動でするものとありますので、その電気の使用量に応じての停電があると復旧しないものがあるそうでございますので、そういう際についてはいくさかてらすの技術者が確認をしております。以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 中電の関係と、中部電気保安協会、やはりそういうところまで見ることですか。

○議長（藤澤幸恵君） ずれてきちゃってるので、ちょっと通告と。

○7番（平田勝章君） ずれてるっていうことでもないが…。

○議長（藤澤幸恵君） ちょっと質問内容が遠くなっているんで。

○7番（平田勝章君） 電気の供給がされなかったっていうようなことで、それを視るのが業者というか、保安協会で見なきゃいけないってことがよくわからなかったんですけども。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 只今の質問ですけれども、保安協会は、要は施設の電気の状況に応じて確認しております。その電気キュービクルから各施設の方に電気を流しているのですけれども、その状況が適切かどうかというのは電気事業法だと思うんですけれども、その中で定期的に検査をなささいというものがあります。

やまなみの職員も、キュービクルを開けたり、配電盤を開けたりすることは危険ですので、やはりそこまではできませんでした。

ですので、その定期的な検査に応じて発見したというような状況です。

ですので、中部電力の管轄範囲と、各施設の電気の配電盤とかキュービクルの点検とはまた別物でございますので、その辺は、そのようなご理解いただければと思います。答弁以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） では第2問に行きますけれども、今まで年間で電気料金の中で太陽光電気を占める割合というのはどのくらいだったのでしょうか。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 7番、平田議員のご質問にお答えいたします。太陽光発電の量の割合についてということでございます。

これまでのやまなみ荘における、太陽光発電の年間発電実績等を整理しますと、電気料金全体に対して、太陽光発電の自家消費が占める割合は概ね20数パーセントとなって推移してきております。

年度により天候や設備の稼働状況、館内の電力使用量の増減などにより異なりますので、毎年一定ではありませんが、太陽光発電はやまなみ荘にとって電気料金の負担軽減に一定の効果をもたらしてきたと認識しております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今のお答えで、太陽光の占める割合というのは、20数パーセントということでしたけども、やまなみ荘の経営上はだいぶ厳しいものがあって、少しでも無駄とかロスとかそういうものを、できればなくしたいというようなことから、吉沢議員がこういう太陽光のことについても一般質問し、実現したものだと思っております。

そのようなことから、できれば早めに、壊れたというのがすぐわかるような体制はなかなか難し

いというのが現状ですか。またキュービクルそのもの、電気については、その電気主任技術者だとか、そういうものは特にいないんですか。見る段階で、電気を管理する中で。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） その管理にも色々な種類があると思うんですけども、例えば、今言われた中部電気保安協会がやっている管理等については、主任技術者の資格が要ります。ただ、その中での範囲でどの辺まで資格が要るかとかは、私も詳しくは把握しておらないのですけれども。中部保安協会の管理については、電気主任技術者って3種あればいいんですけれども、その資格がいるとなっております。先ほど私も言ったんですけども、いくさかてらすの職員はその3種の主任技術者の資格を持っていますので、それは確認することができます。以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先程太陽光電気の発電について、中電の保安協会から指摘があったということなんですけども、実際はどの部分が壊れたとか、またそういう修理だとか、そういう費用ってというのはどのくらいかかるのかってというのは、わかったら教えていただきたいと思いません。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 7番、平田議員のご質問にお答えいたします。今回の太陽光発電の故障箇所及び修繕費用についてということでございます。今回の不具合につきましては、発電パネルやパワーコンディショナーの物理的故障ではなく、キュービクルとの連携が停止し、太陽光から建物への供給が遮断されたことによるものです。停電や瞬間的な電圧低下が発生した際に、安全装置が働き連携が外れることがありますが、今回はその後の自動復帰が作動しない状態となっていました。発電パネルやパワーコンディショナーそのものの故障ではなく、接続制御の停止が原因であり、手動復帰を行ったことで即時に再稼働しております。答弁は以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 原因としては、安全装置が働かなかったということですかね。ですから実際にはそんなに費用もかからなかったってということですかね。で、そこまでたどり着くの6ヶ月かかったってことですか。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 6ヶ月というから5ヶ月ですが、職員の方でも確認作業というものが今までなかったものですから、今回その中部電気保安協会の定期点検で見つかったということです。今後はそれも踏まえまして、確認の仕方とか、定期に確認するなどして、再発防止の方に努めて

まいりたいと思います。以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ついでで申し訳ないのですが、ロビーのところに最初はテレビで「今日の発電量」とかが出てましたよね。入れれば今日はどのくらい発電されてるかってあったと思うのですが、最近はそのような見ないんですけども、その辺でも確認は取れたような気がしますけど。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 再質問の方にお答えいたします。ロビー入ってすぐ、平田議員のおっしゃる通りモニターがございます。今現在、あのモニターが故障しておりまして、見る事ができない状態になっているのが現状でございます。以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ニターっていうのは、やはり直すとお金かかるから見えないってことですか、現状は。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 再質問にお答えします。調査した結果ですね、結構な費用がかかるということです、今進んでいない状態なんです、更新について検討していきたいと思えます。以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） それでは第4問に行きたいと思えます。現在の太陽光発電を、もう15年経ってますので、脱炭素事業として追加工事を行うことはできないでしょうかということについて質問したいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、平田議員のご質問にお答えをいたします。やまなみ荘の太陽光パネルを脱炭素事業としてできないかというご質問でございますが、現在設置しておりますやまなみ荘の太陽光パネルは、平成24年度の長野県グリーンニューディール基金と一部村単事業により一体的に整備を行ったものでございます。

同基金は国の補助金が財源であることから、設備の耐用年数により、設置後の17年間、期間としては令和12年3月までの間に更新を行う場合は、残存年数に応じた国への返還金が生じるものでございます。

環境省の脱炭素先行地域事業交付金の事業期間は令和11年3月までとなっておりますが、やまなみ荘の太陽光パネルにつきましても、将来的には更新を考えていかなければならないものと思

っております。

環境省にお認めいただきました本交付金も有効な財源でありますので、交付金を活用した設備の更新につきましては、今後の設備の状況や補助金の返還額が抑えられる残存年数と、総合的に判断をして検討をしております。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） そうすると先ほどの、モニターが壊れたとかは、もう難しいのですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 新しく太陽光パネルを脱炭素先行地域づくり事業で行うとすれば、パネル等もその事業で実施することは可能かと思いますが、環境省との調整等もあるかと思いません。検討してまいりたいと思います。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問なんですけども、今の既存の電池っていうのは、やまなみ荘で使うことを想定しております、規模の小さなものを設置していたと思うんですけども、これから避難所の役割もあり、また将来を想定して、脱炭素でやってるように、大きな蓄電池に替えるっていうことは、これも脱炭素の今回の事業として一緒に見てもらえるというようなことは難しいのでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 平田議員のご質問にお答えをいたします。やまなみ荘の蓄電池の規模とこの事業についてのご質問でございますが、やまなみ荘の既存の蓄電池は太陽光パネルと同様に平成24年度に長野県グリーンニューディール基金により整備したものでございますが、補助制度上の蓄電池の耐用年数は6年間であることから、既に更新対応は可能な状況となっております。

現在進めています脱炭素先行地域事業では、やまなみ荘は夜間の電力使用量が多いため、施設規模を考慮し、48kwの蓄電池をPPA事業により整備する計画をしております。また災害の対策の面でも、やまなみ荘はマイクログリッド事業に接続を予定しておりますので、避難施設としてのレジリエンスの強化がさらに図れるものと考えております。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほどの質問については、今回の事業で、PPAの計画でも入ってるということで安心しました。

次の質問なんですけども、太陽光発電は設置後15年を過ぎると、故障が来るということは最初から言われていたんですけれども、中には15年が20年あるいは25年ぐらいまで大丈夫だというような話もあります。

そこで、やまなみ荘以外の小中学校でも、太陽光パネルが設置しておりますので、今後機械等が壊れた場合、直した場合の方向性、もしそういう壊れた場合の対応というのはどのように考えているかについて、答弁をお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 平田議員の質問にお答えをいたします。過去に設置した太陽光パネルの今後の対応についてのご質問だと思います。

太陽光発電設備の修理やメンテナンスにつきましては、村内の地域エネルギー会社であります、株式会社いくさかてらすが対応可能でございます。

PPA事業で導入した設備の管理と合わせまして、過去に設置したやまなみ荘、小中学校の太陽光パネルの修理等の対応もできるよう、会社と調整を行ってまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 太陽光パネル、先にやまなみ荘だとか小学校、中学校でできて、もうすでに15年。あるいはこれから今後、小学校、中学校も15年、あるいは20年と経過していくわけなんですけれども、今回、この脱炭素事業がなかったら、またパワーコンディショナーだとかそういうものが、一か所でも30万が、10個あったら300万、20個あったら600万というような大きなお金になりますので、それが今回の脱炭素事業で、継続できるということですので、本当に安心というか、これから色々悩んでいかなければいけないと思ってたのですけれども、修理が可能だということで、安心しているとかなんですけども、前もエレベーターの話もありましたけれども、エレベーターもちょっと壊れるとなかなか高額な金額でどうしても老朽化していくと壊れたり、また建物も、これからそういうようなことが徐々に壊れていったり、地震対策だとかそういうようなものも出てくるのですけれども、そういう中で、少しでも改善されて、新しいとこでまた継続できていくのはいいなと思ってます。

新しい太陽光も、少なくとも契約は15年ということで、私どもはこの場にはいないかと思うんですけども、その間も、とにかく安全で安心して村の人たちが電気が使えるということ、行政のほうもその辺もしっかりやっていただきたいなと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） 以上で一般質問を終わります。

---

## ◎散会の宣告

○議長（藤澤幸恵君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は16日火曜日の午前10時から再開し、委員長報告の提出、並びに討論、採決等を行います。本日はこれにて散会いたします。

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午後3時52分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年1月10日

議 長 藤 澤 幸 史

署名議員 市 川 寿 明

署名議員 進 藤 彩

# 令和7年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

8日目（12月16日）

○委員長報告

○議事日程の追加

- ・議案第62号「令和7年度生坂村一般会計補正予算【第5号】」
- ・発議第7号「診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書」

○追加された議案の質疑、討論、採決

- ・議員派遣の件

・会議録署名議員の指名	5 P
・委員長報告、質疑、討論、採決	5 P
・追加議案提出、質疑、討論、採決	15 P
・閉会中の継続審査の申出	20 P
・村長あいさつ	20 P
・閉会の宣言	22 P

# 令和7年第4回 生坂村議会定例会

令和7年12月10日 午前10時 再開

## 議 事 日 程 【8日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

# 令和7年第4回 生坂村議会定例会

令和7年12月16日

## 追加議事日程

### 【8日目ー追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第 62 号	令和7年度生坂村一般会計補正予算【第5号】	
2	発議第 7 号	診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書	
		質疑・討論・採決	
3		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番	進藤彩君	2番	望月一将君
3番	島幸恵君	4番	山本吉人君
5番	藤澤幸恵君	6番	太田譲君
7番	平田勝章君	8番	市川壽明君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	眞島弘光君
副村長	牛越宏通君	住民課長	坂爪浩之君
総務課長	中山茂也君	健康福祉課長	松沢昌志君
教育長	藤澤正司君	教育次長	藤澤保君

事務局職員出席者

議会事務局長	平林邦寿君	書記	田中翔太君
--------	-------	----	-------

---

## 開議 午前 10 時 00 分

○議長(藤澤幸恵君) 起立。礼。着席してください。

---

### ◎再開

○議長(藤澤幸恵君) これより令和7年第4回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(藤澤幸恵君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。  
本定例会は感染症予防対策のため、適宜休憩、換気を行い、マスクの着用については個人判断とします。

○議長(藤澤幸恵君) これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(藤澤幸恵君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、望月議員、3番、島議員を指名します。

---

### ◎日程2・委員長報告

○議長(藤澤幸恵君) 日程2、この10日に各常任委員会へ付託した議案第50号から議案第61号までの事件案1件、条例案7件、補正予算案4件、陳情7第5号を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 初めに、総務建経常任委員長、望月議員。

○総務建経常任委員長(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○総務建経常任委員長(望月一将君) 委員長報告をいたします。

令和7年12月16日、生坂村議会議長 藤澤幸恵殿

総務建経常任委員長、望月一将

総務建経常任委員会審査報告。

総務建経常任委員会は、12月9日本会議にて事件案1件、条例案5件、予算案3件について付

託された議案審査を、12月11日午前10時から役場2階会議室にて、出席委員（望月、進藤、太田、藤澤）、行政から村長、副村長、総務課長、振興課長、各関係係長の出席で開催しました。

総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、次の通り決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第50号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の決定について

この議案は、令和7年7月31日に発生した公用車による物損事故に関し、相手方の大型自動二輪車の修繕料105万6767円の損害賠償額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な内容は

- ・公務中の事故確認について：この事故は公務中に発生したことが確認されました。
- ・公用車利用の注意喚起について：公用車利用時の注意喚起と、保険料増加などの余分な経費を避けるための再発防止策の徹底が求められました。
- ・地域おこし協力隊車両の公私区分について：協力隊の車両利用における公用と私用の区別の曖昧さが指摘され、透明性を確保し確認できる方法については、現時点ではどのような方法があるか不明なため調査をしていくとの回答。
- ・今後の対応について：委員からの意見（透明性の確保、村民理解、柔軟な運用と公私の区別のバランスなど）については、趣旨を理解し、今後それらを含めてより良い方法を考えていくことが示されました。

なお、損害賠償額の財源については全額保険適用で賄うということは、委員会後に委員長が確認をしております。

議案第53号 生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の際に使用する選挙運動用自動車の借入額及び燃料代、選挙運動用ビラの作成、ポスターの作成等の公費負担額の限度額について改正する条例案です。

特に質疑はなく、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第54号 生坂村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、マイナンバー制度のガイドライン改正と行政事務効率化のため、個人番号及び特定個人情報の利用範囲を整理する条例案です。

特に質疑はなく、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第55号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、職員の育児・介護と仕事の両立支援を強化するため、国の制度改正を踏まえた条例改正案です。

採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、休暇取得時の勤務時間緩和など具体的な措置の明記の有無について、条例自体に明記はされておらず、働きやすい環境を整えるための規定であるとの説明がされました。

議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

この条例は、国の制度改正に合わせ、職員の育児休業制度を改正する条例案です。

採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、第8条の4に記載されている非常勤職員は会計年度任用職員のパートタイム・フル

タイムの全てに適用されるのか、また地域おこし協力隊や集落支援員に適用されるという理解でよいかという問いに、その通り適用されるとの回答でした。

議案第 57 号 生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、気象庁の予報名称変更等に対応するため、火入れに関する条例の文言を修正する条例改正案です。

特に質疑はなく、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 58 号 令和 7 年度生坂村一般会計補正予算第 4 号

この予算案は、既定の額に 3056 万 2000 円を追加し、総額を 37 億 7137 万 4000 円とする予算案です。

主な内容は、歳入で地方交付税を 975 万円、使用料及び手数料を 423 万 7000 円、国庫支出金 169 万 9000 円、県支出金 560 万円、繰越金 417 万 6000 円、村債 510 万円を増額し、歳出では総務費 467 万 2000 円、民生費 647 万 1000 円、衛生費 149 万 8000 円、農林水産業費 578 万円、土木費 1108 万円を増額し、地方債限度額を 6 億 6430 万円とするものです。

採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係について主な質疑は、ふるさと納税支援委託料について返礼品や今年度の状況はの問いに対し、業務委託料と返礼品の費用で予算を構成しており、現段階で寄附額は約 1826 万円、1108 件、昨年度実績は大口寄附を除いて約 2200 万円で、年末に向けてさらに増える見込みであるとの回答でした。

次に総務管理費の財産管理費にある公共施設の修繕箇所についての問いには、役場庁舎の水回りや住宅機関等の老朽化によるものが多く、件数も多いため補正しているとの回答でした。

振興課関係についての主な質疑は、活性化施設「いくさかの郷」の使用料の増え方かどうかという問いに、黒字部分は粗利益率 15.8 パーセントの中で賃金や恒常的経費を賄い、残りを農業総務費に充当している。

今年度は全体的に順調に推移しており、9 月は特に昨年を大きく上回る実績であった。物販販売も順調で農業振興につながっているとの回答でした。

次に、緊急自然災害防止対策事業の参加者の工事内容についての問いに、

1 ヶ所目が宇留賀区南会地区の要望箇所、こちらオーバーレイで舗装修繕。

2 ヶ所目が大日向区北平地区要望箇所の、こちら舗装修繕でオーバーレイ。

3 ヶ所目下生野区の中海道地区の要望箇所で、道路側溝の敷設替え修繕工事との回答。

議案第 60 号 令和 7 年度簡易水道事業会計補正予算第 2 号

この予算案は、収益的支出を 12 万 5000 円増額し 7766 万 8000 円とし、資本的収入は 170 万円を増額し総額を 6666 万 3000 円とし、資本的支出では 172 万 1000 円増額し、総額を 7190 万円とし、起債の限度額を 4050 万円とする補正です。

採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、下生野区第 2 配水池の水位計の工事は定期的なものかという問いに、夏に発生した雷によるトラブルで現在水位が正確に表示されていない状況。

水道施設の機能維持をするため、予備回線としてフロートでの制御を行っている。

施設機能維持のための更新を行うとの回答でした。

また、企業債限度額が 170 万円に上がっているが、これは下生野区の水位計の雷による突発的なトラブルが原因で引き上げられたのかといった問いに、その通りで、この 170 万円は水位計の更新に係る財源としているとの回答でした。

議案第 61 号 令和 7 年度下水道事業会計補正予算第 1 号

この予算案は、収益的支出を 110 万円増額し、総額を 7940 万円とする補正です。

特に質疑はなく、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

以上の結果と審査内容をもって、総務建経常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。  
総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。  
質疑はありませんか。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 3番、島幸恵です。議案第50号について質疑をいたします。

常任委員会審議の中で、公用車利用時の注意喚起と、保険料増加などの余分な経費を避けるための再発防止の徹底が求められましたと報告されました。

議員から求められた再発防止の徹底に対して、行政側からはどのようにしていくという回答がございましたでしょうか。

○総務建経常任委員長（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○総務建経常任委員長（望月一将君） 3番、島議員の質問にお答えします。先ほど報告でも申し上げましたが、公用車利用時の注意喚起と、保険料増加などの余分な経費を避けるための再発防止策の徹底についてですが、こちら申し上げた通り今後の対応として、透明性の確保や村民理解、柔軟な運用と公私の区別のバランスなどについての各委員からの意見については、行政側の回答として、趣旨を理解し、今後それらも含めてより良い方法を考えていくという見解が示されております。以上、答弁といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 他にありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） なければ次に、社会文教常任委員長、島議員。

○社会文教常任委員長（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○社会文教常任委員長（島 幸恵君） 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、藤沢幸恵殿。

社会文教常任委員長、島幸恵。

社会文教常任委員会は、12月9日本会議において社会文教常任委員会に付託された条例案2件、予算案2件、陳情1件の案件について、この12日午前10時から第2会議室において、委員議員（島、市川、山本、平田）の4名が出席し委員会を開催いたしました。

出席者は藤澤村長、牛越副村長、総務建経常任委員議員4名、説明者には藤澤教育長、藤澤教育次長、坂爪住民課長、松澤健康福祉課長、関係係長3名で詳細に説明を受け、審査を行いました。

慎重審議の結果、それぞれ次の通り決定しましたので、会議規則第76条の規定によりご報告いたします。

議案第51号 生坂村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてこの条例案は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から開始される「こ

ども誰でも通園制度」を担う、施設・事業所に必要な設備及び運営の基準を定めるものです。

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない生後6ヶ月から3歳未満の児童が対象で、1月10時間の範囲内で施設を利用できる制度であり、事業者には子供たちの安全のため国で定めた基準を下回ることなく運営することが求められます。

全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、平成21年から事業化されている、一時預かり制度との違いについて質問がありました。

一時預かり制度は、保護者・家庭の何らかの理由によって、生後10ヶ月以上の通園していないお子さんを預かるというもの。それに対し、「こども誰でも通園制度」は、保護者・家庭の理由に関わらず、生後6ヶ月以上3歳未満のお子さんが誰でも利用できるもの、との説明がありました。

第1章総則第2条にある「適切な訓練」とはどのようなものか、という質問がありました。

有資格者の保育士は適切な訓練を受けた職員であること、また第2章22条にある市町村長が行う研修がそれに当たるとのことでした。

一般型乳児等通園支援事業所と、余裕活用型乳児等通園支援事業所の違いについて質問がありました。

余裕活用型は保育所として認定された施設であること。一般型はそれ以外の施設であると説明されました。

生坂村は余裕活用型で、保育所の施設・職員の余裕を活用して児童を預かる予定であるとのことでした。

この制度に該当する子供の数と、今後の対応について質問がありました。

今のところ該当するのは3人から5人であること。制度開始の1ヶ月前くらいから周知する予定であるが、保育園に行事があるときなどは預かれない旨を案内するとのことでした。

また、一時預かりではアレルギーにも対応した給食を提供しているが、「こども誰でも通園制度」では、未満児について給食とアレルギー対応食の提供ができない状況にあり、提供しない予定で考えているとの説明でした。

次に、議案第52号 生坂村社会福祉施設の設置及び管理に関する条例案について

この議案は、生坂村認知症型デイサービスセンター「春風」について、認知症型デイサービスセンターから社会福祉施設へ名称及び実施事業の変更に伴い、新たに条例を制定するものです。

来年4月から重層的支援体制整備事業の運用を目指しており、地域社会の充実や引きこもり者の支援拠点として活用すべく、新たに条例を整備するものです。

全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、重層的支援体制整備事業交付金は、交付される見込みがあるのかという質問がありました。

それについて、新たに設置されたアウトリーチ支援や、ニーズに合わせたボランティアや地域活動等の参加の場の創設をすることに補助金が出るので、それを活用して施設の運用をする計画である、と説明されました。

重層的支援体制整備事業で、子供への支援はどのようにしていくのかという質問がありました。通常は教育委員会に設置された「子ども家庭センター」で相談を受けるが、家庭に複数の問題があった場合。例えば、家庭に高齢者や障害をお持ちの方がいる、生活困窮家庭であるなどの場合、この事業を活用して総合的な支援ができるようにするとのことでした。

「春風」の場所を利用したい場合の対応については、地域福祉の充実を図るため、皆さんが使える場所にしていくのが良いと考えていること。

第8条にあるように指定管理者が村長の承認を受け、利用時間・利用料及び利用の範囲を定めるとの回答でした。

次に、議案第58号 令和7年度生坂村一般会計補正予算第4号について

この議案は主に教育委員会関係で、人件費の補正、また放課後児童クラブ指導員によらず、正規職員で対応できた実績に応じ返還金が発生したことなど。

住民課関係で、住民票・コンビニ交付時のシステム改修委託料、年金の査定方法が変更されたことに伴うシステム改修の電算委託料、宿泊事業者DX支援事業補助金を活用した長野県宿泊税導入に伴うシステム改修委託料、やまなみ荘食堂にPOSレジを導入する費用など。

健康福祉課関係で、忠魂碑のお名前に誤りがあると遺族から指摘されたことでの修繕料、利用者増による障害者自立支援サービス費の増額、健康管理センター床暖房の修繕料などを補正するものです。

社会文教常任委員会部分について、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、住民課関係では、長野県宿泊税導入に伴うシステム改修委託料について質問があり、宿泊事業者DX支援事業補助金を活用してシステム改修ができるが、消費税分17万7000円は一般会計から支出しなければならないこと。

6000円以上の宿泊費に200円の宿泊税がかかる制度であり、やまなみ荘は該当するため改修をするとのことでした。

やまなみ荘食堂に導入されるPOSレジとはどのようなタイプのものかという質問がありました。

それについて、タッチパネル式のパソコンのレジになること。ファミリーレストラン等でよく見られる、注文を取る店員さんが持っている機械（ハンディターミナル）が導入される予定との説明でした。

健康福祉課関係では、忠魂碑の修繕について、銅板プレートに彫ってある他の方のお名前も読みにくいとの意見がありました。

それについては、全ての方のお名前を彫り直す交換だと、歴史的価値が失われるのではないかと懸念があること。誤りのあるお名前だけのプレートを上から貼ることは、遺族の方と相談した結果であることが説明されました。

忠魂碑は遺族会で設置したものではないか、という帰属についての質問がありました。

設置時は寄贈されたものであるが、管理は遺族会と協力しながら村も行っているため、今回村が修繕費を計上したとのことでした。

健康管理センターの床暖房修繕について、不凍液の入れ替えだけで大丈夫なのか、管に穴などないかという質問がありました。

平成11年に建設されてから不凍液の補充はしているが、26年間入れ替えをしていない。施工業者に見てもらってから修繕内容が確定するが、全部入れ替えることを想定して予算計上しているとの説明でした。

障害者自立支援サービスの利用者数について質問がありました。

現在の利用者は26名で、うち放課後・デイ利用者は5名との回答でした。

次に、議案第59号 令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算第2号について

この議案は、令和7年度の税制改正に伴う介護保険システム改修の委託料を計上するもの。また支援の軽い方のサービス費が伸びたことで、介護予防・生活支援サービス費を増額するなどの補正予算です。

その他、令和6年度事業分の精算により、国・県への介護給付費と、地域支援事業交付金の返還

金を補正するものです。

全員賛成、可とすべきと決定しました。

次に、陳情7第5号 診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10パーセント以上の引き上げを求める陳情について

この陳情は、地域医療や介護、障害福祉サービスが立ち行かなくなっている状況であり、政府の責任において医療・介護・福祉事業の安定的な維持発展と、全てのケア労働者の処遇改善のため、診療報酬、介護報酬および障害福祉サービス費の報酬を10パーセント以上引き上げること

を求めるものです。  
長野県では大きな病院でも赤字になるところが多く、救急の受け入れ制限や分娩の休止をする病院も増えています。

医療従事者、介護従事者の皆さんからの悲痛な声も多く届いています。

地域医療・介護・障害福祉サービスを守ることは、住民の命と暮らしを守ることであること。そのため国による施策が必要であると陳情の趣旨に賛同し、全員賛成で意見書を提出すべきと決定いたしました。

以上の結果と審査内容をもって、社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。

社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

---

## ◎討論

○議長（藤澤幸恵君） なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告のありました議案第50号から議案第61号までの事件案1件、条例案7件、補正予算案4件、陳情7第5号までを一括して、反対討論のある方の発言を許します。

○議長（藤澤幸恵君） 反対討論はありませんか。

○3番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島 幸恵君） 3番、島幸恵です。議案第50号村の義務に属する和解および損害賠償の額の決定について、反対の立場から討論をいたします。

今回の事故に関しては、地域おこし協力隊の方が業務の一環として許可を取ってリフォーム見学会に行き、昼食時に飲食店駐車場で事故を起こしたとのことで、保険を適用し損害賠償金を村が支払うことには問題がないと理解しております。

それではなぜ反対討論をするのかというと、このまま議案を認めると、常任委員会で求められた「再発防止の徹底」「地域おこし協力隊集落支援員の活動車両利用における公用と私用の区別の曖昧さを解消し、透明性を確保すること。」これが改善されるか分からないと考えたからです。このままでは村民の皆様のご理解が得られないのではないかと考えました。

理由として、9月定例会中の常任委員会決算審査時に、総務課長は大好き隊活動者等で事故を起こした時に、公用と私用の線引きは難しいと感じている。

出かける時に提出する申請書を確実にいただくなど、そういうところも含めて、今後見直しはしていかなければならない、ということで話をしている。

今後、しっかりと内容を詰めていきたいと思います。と答弁されています。

しかし、今常任委員会で「活動者使用についての要綱はそのまま変わっていない」との答弁がありました。

地域おこし協力隊の車両利用における、公用と私用の区別の曖昧さが指摘され、透明性を確保し、確認できる方法については、「現時点ではどのような方法があるか不明なため調査をしていく」との回答と先ほどの委員長報告で報告がされました。

それでは、9月に見直しをしていかなければならないという総務課長の答弁は何であったのだろうか。このように私は思いました。

安全運転管理規程にもかかってくる。こういうことも以前から申し上げているところでありませう。

また、今までの私用での事故はないとの答弁もありましたが、昨年12月11日の信濃毎日新聞で、村地域おこし協力隊が5月に公用車を使って私用で山形県鶴岡市を訪れた際、道路標識にぶつかって破損させたと報じられています。

隊員の皆さんは村のために働いてくださっていますが、活動車が村外の色々な場所で、村民の皆さんの目に触れることがあり、村民の皆さんの中で、車の使い方に対しての疑念を持っていらっしゃる方もいます。

地域に根付き、ゆくゆくは地域の皆さんの中で暮らしていただきたい。地域おこし協力隊はそのような制度であると考えます。

地域の皆さんとのより一層の信頼関係を築くためにも、再発防止の徹底、活動者使用時の公用と私用の区別の曖昧さを解消し、透明性を確保することは必要不可欠であると考えます。

その上で検討する、これから調査をする、今後議員の意見も含めて、よりよい方法を考えていく。という今回の行政側の答弁では、この議案を認めることはできないのではないかと考えました。

以上で、私の反対討論といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 他に反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 4番、山本義人です。賛成討論をしたいと思います。

先ほど島議員のご指摘がありました地域おこし隊の車両の使用についてですが、確かに島議員の言う通り、この頃は少し事故が多かったということは事実であります。

しかしながら、これからの未来を作っていく上で、地域おこし協力隊員は活動していただかなければならないと思いますし、行政側の調査の仕方もこれから前に進みながら、これを良いデータとして活用して、今後の車両の管理を進めていきたいと申しておりますので、私はこの点についても安心しております。

一つは大好き隊のこれからの活動が、速やかに円滑にできるような体制づくりをお願いしたいということと、行政側としてはそれに対応すると、この間の答弁でもいただいておりますので、私はそれが絶大なる信頼を持って捉えたいと感じておりますので、賛成いたしました。以上で賛成討論を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） 他にありませんか。

○6番（太田 譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田 譲君） 6番、太田譲です。議案第50号について賛成の立場から討論させていただきます。

議案50号村の義務に属する和解および損害賠償の額の決定についてということで、この件は公務中による事故であり、村がこの事故に属する損害賠償の額を和解するためにお支払いすることについては、正当な権利とっておりますので、賛成討論といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 他にありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 私の方から補足として申し上げます。

先ほど島議員の反対討論の中で、信濃毎日新聞の報道記事の件について発言がありました。

記事には「私用で公用車を利用した」というような文言が書かれていたかと思いますが、当時我々議会側は、隊員が任期終了後の活動の相談をしに行くということで、公務として車両の使用を認めたということで理解しておりましたので、そこだけ申し上げておきたいと思います。

---

## ◎採決

○議長（藤澤幸恵君） これより採決に入ります。

○議長（藤澤幸恵君） 初めに、議案第50号 村の義務に属する和解および損害賠償の額の決定について を採決します。

議案第50号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手多数です。

よって議案第50号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第51号 生坂村乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案を採決します。

議案第51号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって議案第51号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第52号 生坂村社会福祉施設の設置および管理に関する条例案を採決します。

議案第52号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって議案第 52 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第 53 号 生坂村議会議員および生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
議案第 53 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって、議案第 53 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第 54 号 生坂村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
議案第 54 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって、議案第 54 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）  
次に、議案第 55 号 職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
議案第 55 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって、議案第 55 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第 56 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
議案第 56 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって議案第 56 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第 57 号 生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
議案第 57 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって議案第 57 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第 58 号 令和 7 年度生坂村一般会計補正予算第 4 号を採決します。  
議案第 58 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって議案第 58 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第 59 号 令和 7 年度生坂村介護保険特別会計補正予算第 2 号を採決します。  
議案第 59 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって議案第 59 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第 60 号 令和 7 年度生坂村簡易水道事業会計補正予算第 2 号を採決します。  
議案第 60 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって、議案第 60 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、議案第 61 号 令和 7 年度生坂村下水道事業会計補正予算第 1 号を採決します。  
議案第 61 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって、議案第 61 号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、陳情 7 第 5 号 診療報酬、介護報酬および障害福祉サービス等報酬 10 パーセント以上の引き上げを求める陳情を採決します。  
陳情 7 第 5 号を委員長の報告の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって、陳情 7 第 5 号は委員長の報告の通り決定しました。

---

### ◎議事日程の追加

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。  
お手元に配布してある日程のほかに、本日理事者より追加提案されております 議案第 62 号「令和 7 年度生坂村一般会計補正予算第 5 号」、議員より提出されております 発議第 7 号「診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10 パーセント以上の引き上げを求める意見書」の合わせて 2 議案を追加したいと思います。  
ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認めます。  
よって、2議案を日程に追加します。  
ここで、追加日程を事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

---

### ◎追加議案の提案理由の説明

○議長（藤澤幸恵君） ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 村長。  
○村長（藤澤泰彦君） 12月定例会最終日の委員長報告等でお疲れのところではございますが、追加議案のご審議をお願い申し上げます。  
議案の説明につきましては、予算案1件であります。  
議案第62号 令和7年度生坂村一般会計補正予算 第5号  
この予算案は既定の額に4040万6000円を追加し、総額を38億1178万円とする補正予算であります。  
主な内容は、歳入では物価高騰対策に伴う国庫支出金を3897万2000円、県支出金を143万4000円増額し、歳出では、民生費で691万6000円、商工費で3349万円を増額する補正予算となります。以上の議案でございます。  
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案の説明とさせていただきます。

---

### ◎追加日程1・議案第62号

○議長（藤澤幸恵君） 提案理由の説明が終わりました。  
お諮りします。追加日程1、議案第62号 令和7年度生坂村一般会計補正予算 第5号 の補正予算案1件を議題にしたいと思っております。  
ご異議ございませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認め、追加日程1、議案第62号を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。  
○総務課長（中山茂也君） （総務課長朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

- 議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長朗読説明）

- 住民課長（坂爪浩之君） 議長。
- 議長（藤澤幸恵君） 住民課長。
- 住民課長（坂爪浩之君） （住民課長朗読説明）

- 振興課長（眞島弘光君） 議長。
- 議長（藤澤幸恵君） 振興課長。
- 振興課長（眞島弘光君） （振興課長朗読説明）

- 議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎質疑・討論

- 議長（藤澤幸恵君） 質疑、討論に入ります。質疑、討論のある方の発言を許します。

- 3番（島 幸恵君） 議長。
- 議長（藤澤幸恵君） 島議員。質疑どうぞ。
- 3番（島 幸恵君） 3番、島幸恵です。  
3ページの款6 商工費について質問いたします。  
需用費と役務費、印刷製本費と通信運搬費で85万円かかるとなっています。  
新聞等見ていると、電子ポイントで、大きな市などですけれども、商品券を発行しているところもあるようですが、地域活性化起業人で自治体のDX化で今働いてくださっている方がいらっ  
しゃいます。何かその電子ポイントにする、DX化で商品券を配れるような制度というのは、提  
案されていますでしょうか。

- 副村長（牛越宏通君） 議長。
- 議長（藤澤幸恵君） 副村長。
- 副村長（牛越宏通君） ただいまの電子ポイントですが、村の中では検討もしたのですけれども、生坂村では高齢化が顕著に進んでおり、その仕組みを考えるのに時間がかかります。  
時間がかかるということは、村民の皆様には交付商品券が手に届くのが、すごく時間がかかってしま  
いますので、今回の重点交付金の趣旨はなるべく早く住民の方に恩恵を得ること。住民の生活  
の一助になることが要点になっておりますので、その辺については考慮しながら、電子ポイント  
等についても考えておりません。以上です。

- 議長（藤澤幸恵君） 他に質疑はありますか。  
なければ、討論に入ります。

- 議長（藤澤幸恵君） 反対討論はありませんか。  
反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

---

## ◎採決

○議長（藤澤幸恵君） これより採決に入ります。  
追加日程 1、議案第 62 号 令和 7 年度生坂村一般会計補正予算 第 5 号 を採決します。  
議案第 62 号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。  
よって、議案第 62 号は原案の通り可決することに決定しました。

---

## ◎追加日程 2 ・ 発議第 7 号

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程 2、発議第 7 号「診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10 パーセント以上の引き上げを求める意見書」を議題とします。  
提出議員の朗読説明を求めます。3 番、島議員。

○3 番（島 幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3 番（島 幸恵君） 3 番、島幸恵です。発議第 7 号について朗読説明いたします。

「診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10 パーセント以上の引き上げを求める意見書」

地方自治法第 99 条の規定により、国に対し別紙の通り意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 16 日提出。

提出者生坂村議会議員島幸恵。賛成者市川壽明、平田勝章、山本吉人。

診療報酬、介護報酬および障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書

内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様、総務大臣様

生坂村議会議長、藤沢幸恵

国による医療費削減政策が推し進められる中で、公定価格である診療報酬は上がらず、昨今の物価上昇に対応していません。

また、医療や介護、福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを 2021 年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であります。

私達は政府の責任による、医療や介護福祉事業の安定的な維持発展と、全てのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望します。

記

一、2026 年度の診療報酬改定と合わせ、1 年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。

全ての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各 10 パーセント以上の引き上げ

改定を実施すること。また、当面の支援策として、2025 年度中に全額公費による賃上げ支援策  
を実行すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎質疑・討論

○議長（藤澤幸恵君） 質疑、討論に入ります。

質疑討論のある方の発言を許します。

初めに質疑はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） ないようですので、反対討論はありませんか。

反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

---

### ◎採決

○議長（藤澤幸恵君） これより採決に入ります。

追加日程 2、発議第 7 号診療報酬、介護報酬および障害福祉サービス等報酬 10 パーセント以上の  
引き上げを求める意見書を採決します。

発議第 7 号 を原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、発議第 7 号 は原案の通り可決することに決定しました。

---

### ◎議員派遣の件

○議長（藤澤幸恵君） 次に、追加日程 3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしてある通り派遣することにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元にお配りした通り派遣することに決定しました。

---

## ◎継続審査の申出

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程４、閉会中の継続審査および調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付してある通り、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第 74 条の規定により、これを許可したいと思います。

ご異議ございませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認め、議会運営委員長 太田議員、総務建経常任委員長 望月議員、社会文教常任委員長 島議員からの申し出のありました、閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

---

## ◎村長あいさつ

○議長（藤澤幸恵君） 以上で本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。ここで、村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは令和 7 年第 4 回生坂村 12 月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12 月 8 日より開会されましたが、議員各位におかれましては、ご多用の中、慎重かつ真摯にご審議をいただき、すべての議案につきまして、原案どおりご採択を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本年も、国内外ともに、気候変動への対応や地域経済の再生といった重要な課題が山積する中、生坂村として持続可能な村づくりのため、全力で村政運営に取り組んでまいりました。

国際社会に目を向けますと、11 月には国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議（COP30）が開催され、温室効果ガスの排出削減目標（NDC）の推進、気候資金の拡充、そして適応策の強化に向けた議論が交わされました。

一方で、パリ協定に基づく長期戦略の提出や化石燃料からの脱却については、各国間で明確な合意には至らず、引き続き国際協調のもとでの取り組み強化が求められております。

このような世界的な潮流を受け、生坂村においても、農山村地域の特性を最大限に活かし、脱炭素社会への貢献を重視した環境施策を積極的に進めてまいりました。

具体的には、自然環境を保全しながら再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の支援を行い、自治体としての排出削減に努めてまいりました。

また、今定例会では、脱炭素先行地域づくり事業について、2 名の議員よりご質問をいただきました。

開会の挨拶や答弁のとおり、現在、各事業は着実に進行しており、一部については環境省と調整を図りながら検討を進めております。

村民の皆さんには、「龍と子」や「広報いくさか」などを通じて、事業の進捗状況や補助制度な

どを丁寧に周知してまいります。

一方、国内においては、明日 17 日に国の本年度補正予算案が国会で成立する見込みであり、物価高騰への対応として、重点支援地方交付金や子育て世帯の支援などが盛り込まれております。当村におきましても、この補正予算を受けた施策を活用し、生活支援や地域経済の活性化に資する取り組みを強化してまいります。

財政面では、今年度当初予算において、脱炭素先行地域づくり事業や防災無線施設整備工事などの大型事業を計上しており、当村としても過去最大規模の予算を編成した年度となりました。これに伴い、財政調整基金および地域振興基金の繰入れを行っておりますが、12 月及び来年 3 月に予定されている特別交付税の状況によっては、基金を取り崩さずに執行できるか否か、極めて厳しい見通しでございます。

しかしながら、これらの事業は、将来を見据えた持続可能な村づくりのための「未来への投資」であり、村民の皆さんの生活の安全と安心、そして地域の活力を維持・発展させるために欠かせない重要な取り組みであります。

引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さらに、18 日には令和 8 年度予算編成会議を予定しております。

これは、政府が掲げる「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に則った形で進められるものであり、財政健全化を維持しながらも、成長戦略や社会保障の充実、規制改革の推進など、持続可能な社会の実現に向けた中長期的な視点で取り組む必要がございます。

その中で、地方自治体に求められているのは、「自立と共助」の視点であります。

国の支援を受けつつも、地域自らが課題を把握し、知恵と工夫をもって施策を立案・実行する姿勢が求められております。

生坂村としても、人口減少や少子高齢化、気候変動など複合的な課題に対し、地域が一体となって持続可能な社会の実現を目指してまいります。

令和 8 年度の当初予算につきましては、次の三つの方向性を大切にしながら、村民の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

第一に、「自然と調和した暮らしを大切にすること」であります。

太陽光などの再生可能エネルギーをさらに無理のない形で取り入れたり、省エネの取り組みを支援したりしながら、豊かな自然を守りつつ、地域の中でエネルギーが回る仕組みを進めてまいります。

第二に、「安心して暮らせる地域づくりを進めること」であります。

子育てや高齢者の支援、防災など、日々の生活の中で「安心できる」と感じていただけるような取り組みを丁寧に進め、地域経済の元気づくりにもつなげてまいります。

第三に、「将来を見据えた人づくりと地域づくりに力を入れること」であります。

生成 AI や ICT（情報通信技術）の活用などを通じたデジタル化の推進に加え、地元で働き続けたい若者の応援や、地域の仕事の担い手を育てるような仕組みづくりにも取り組んでまいります。

また、今年度に防災無線施設整備工事は竣工しますが、来年度は「ICN 設備の更新工事」も新たに実施する予定であり、引き続き生坂村の将来を見据えた重要な年度となります。

そのため、新年度当初予算は引き続き大型予算を見込んでおりますが、「第 6 次総合計画」および「いくさか村づくり計画」に基づき、将来の財政負担も十分に考慮した、効果的かつ効率的な予算編成を心がけてまいります。

来年 1 月からそれぞれの運営協議会・運営委員会等においても、予算案や事業計画をご審議いただき、村民の皆さんの声を反映した村づくりを一層進めてまいります。

また、地区担当職員を中心に、地域課題の把握や「地域発 元気づくり支援金」や「絆づくり支援金」等を活用した地域振興策の検討にも力を入れてまいります。

今月と来年1月には、県の支援金申請に向けた事前相談会も予定されておりますので、各地区の皆さんには積極的なご相談・申請をお願い申し上げます。

村が元気であるためには、村民の皆さんが生き生きと活動されることが何よりも大切です。

村への愛着と誇りを共有し、助け合い、支え合う地域づくりを、これからも職員一丸となって推進してまいります。

結びに、今年も残すところあとわずかとなりましたが、どうぞ健康にご留意いただき、輝かしい新年をお迎えくださいますよう心よりお祈り申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（藤澤幸恵君） 本定例会の会議に付された事件につきましては、慎重審議をいただいたことに対し深く感謝を申し上げます。

以上をもちまして、令和7年第4回生坂村議会定例会を閉会とします。

なお、この後全員協議会を開会します。

開会は11時30分から第3会議室で行いますのでお集まりください。

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時 17分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年12月16日

議長 藤澤 幸恵

署名議員 望月 一将

署名議員 島 幸恵